

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 [改定版]

令和8年3月

上峰町

目 次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定のねらい	2
第2節 計画期間	2
第3節 計画対象廃棄物	4
第4節 計画の進行管理	5

第2章 地域特性

第1節 自然環境	7
第2節 社会環境	10
第3節 都市環境	13
第4節 総合計画	15

第3章 ごみ処理の基本的な方針と目標

第1節 廃棄物処理の現状と課題	17
第2節 ごみ処理の目標	36
第3節 施策の体系	46
第4節 排出抑制計画	47
第5節 再資源化計画	51
第6節 ごみ処理計画	52
第7節 計画目標年度におけるごみ処理施設の概要	55
第8節 その他	56

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定のねらい

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、市町村の法定計画として位置づけられている。国における廃棄物・リサイクル行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図るため、法整備や施策を積極的に進めている。

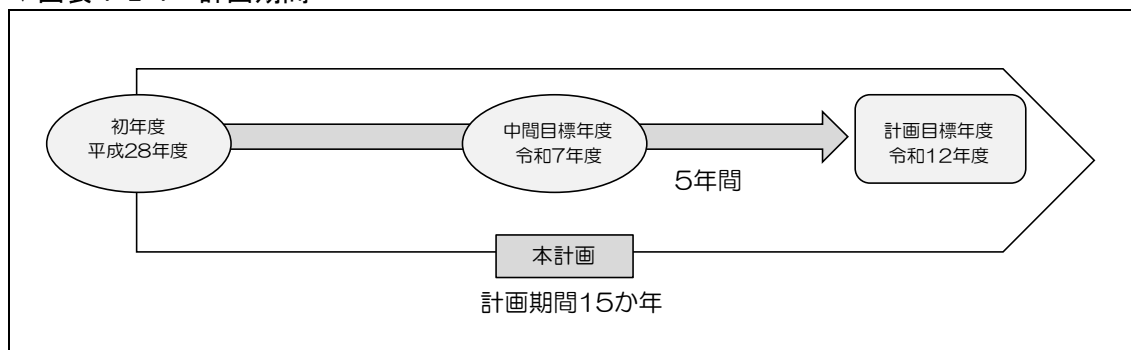
上峰町（以下「本町」という。）では、平成20年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定した。その後、人口の増加や産業活動の活発化によるごみ排出量が増加していること等の社会的情勢の変化を踏まえて、平成28年3月に改めて一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、今後15年間のごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた住民・事業者の具体的な取り組み、さらに行政の施策を明らかにし、循環型社会の構築に向けたごみ処理行政を推進するための施策に取り組んできた。

今回の計画の見直しは、本計画の策定から10年を迎えたことに加え、佐賀県東部環境施設組合（以下、「組合」という。）で新たな広域ごみ処理体制による処理を開始したこと等の社会的情勢の変動をふまえて、計画の見直しを行い、今後5年間のごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた住民・事業者の具体的な取り組み、さらに行政の施策を明らかにするものである。

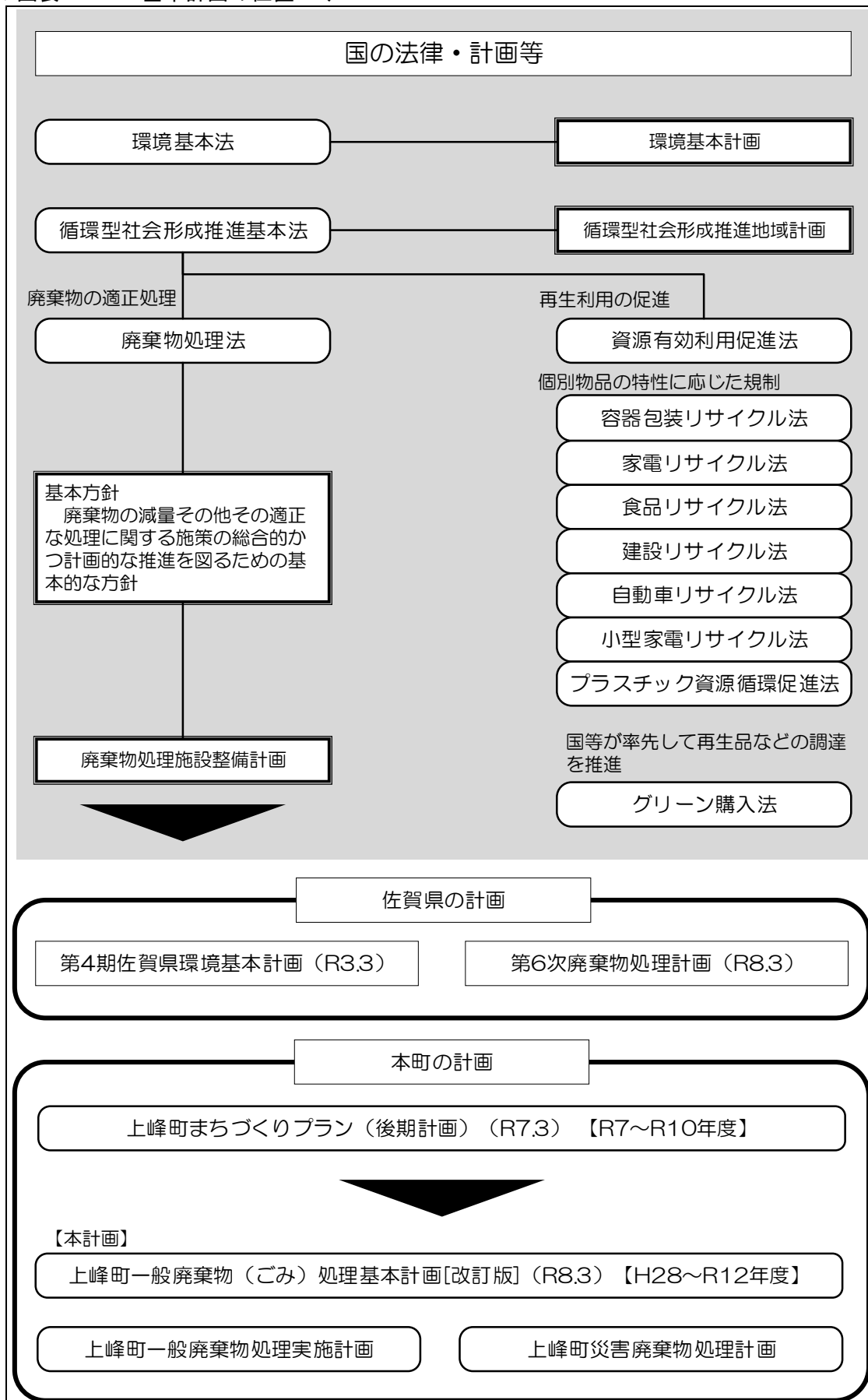
第2節 計画期間

本計画は、平成28年度から令和12年度の15年間を計画期間としている。今回、計画期間の10年目にあたる令和7年度に見直しを行い、以降の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とする。なお、本計画は、概ね5年または計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行う。

▼図表 1-2-1 計画期間



▼図表 1-2-2 基本計画の位置づけ

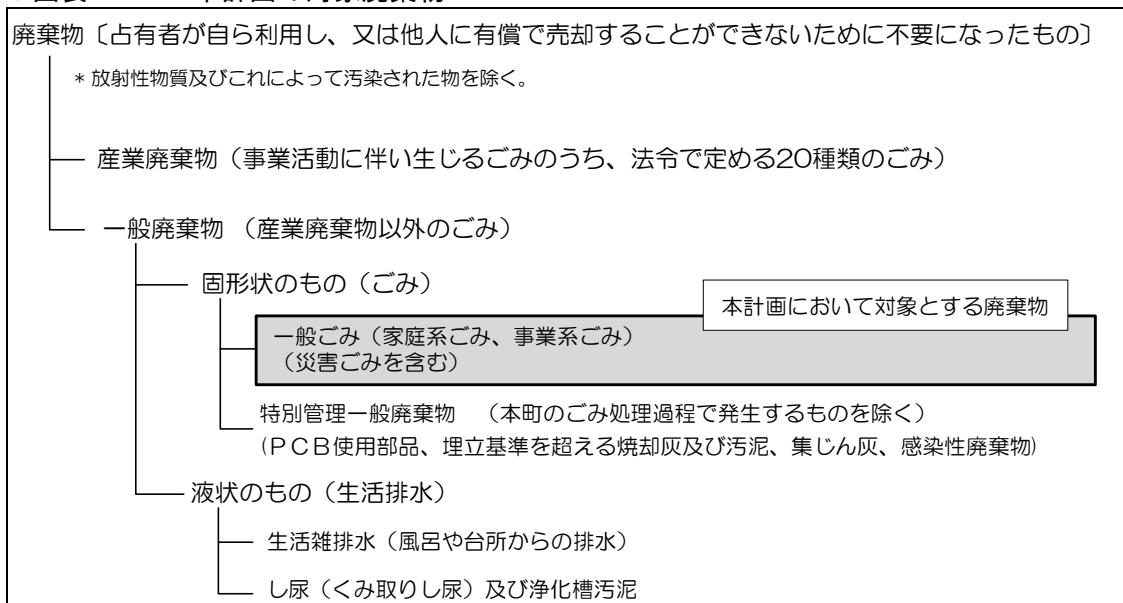


第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3-1 に示す一般廃棄物のうち、固形状の一般廃棄物（ごみ）とする。

なお、本町及び組合で処理・処分が困難な廃棄物や各種リサイクル法に基づいた処理・処分を求められる廃棄物については、図表 1-3-2 に示す取り扱いとする。

▼図表 1-3-1 本計画の対象廃棄物



▼図表 1-3-2 処理困難物等に関する取り扱い

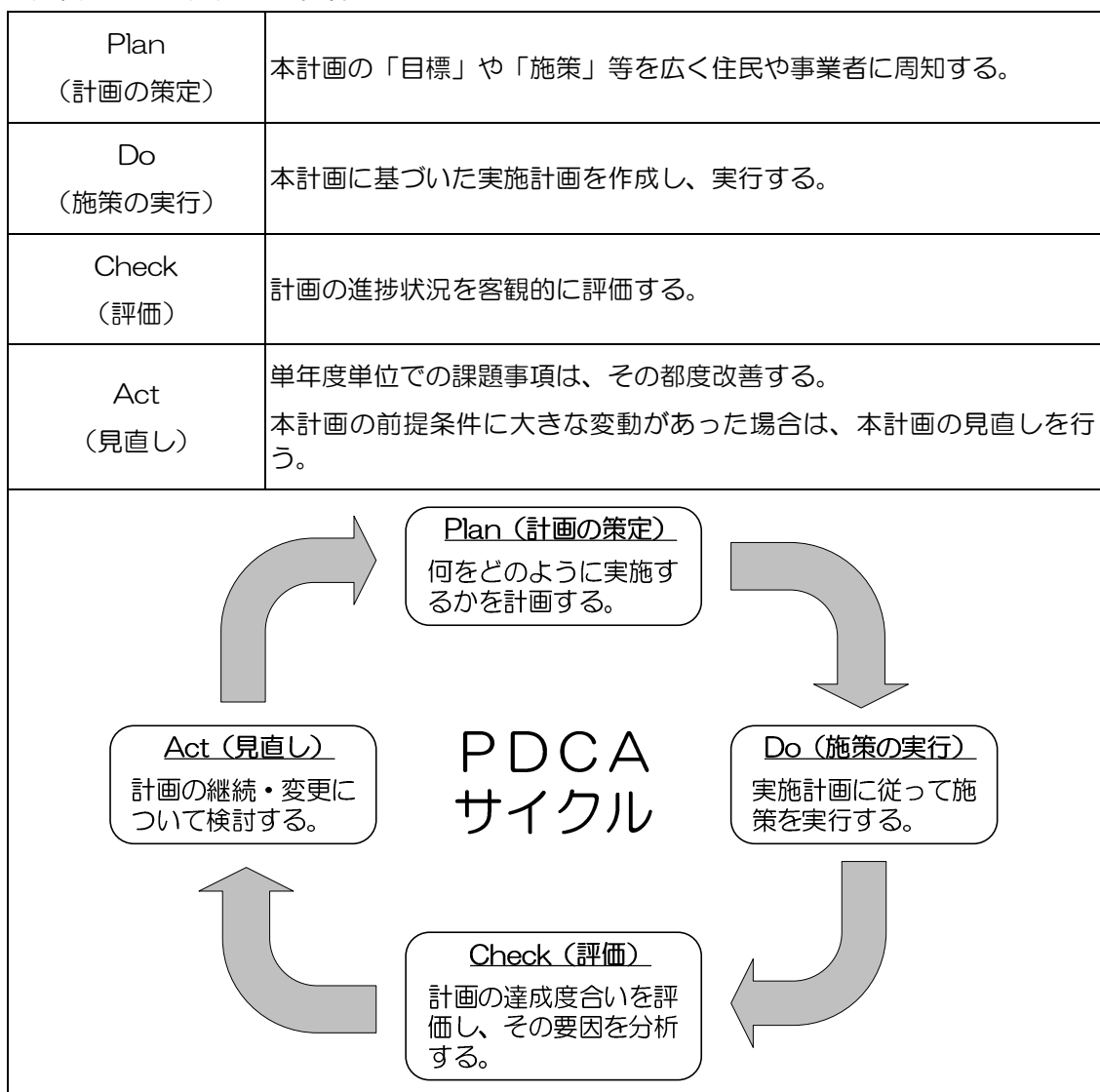
区分	処理・処分先
家電リサイクル品	・テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、パソコンについては、販売店引き取りとする。（家電リサイクル券を貼り付け、メーカーへ直接引き渡すこともできる。）
パソコン ディスプレイ	・メーカーに回収を依頼するか、町と協定を締結しているリネットジャパンリサイクル(株)の宅配便回収を利用する。
処理困難物	・以下に示す品目については、販売店等に問い合わせる。 バッテリー、便器、洗面台、火鉢等、石、砂、泥、消火器、ガスボンベ、建設廃材（瓦、スレート、ブロック）、自動車部品、タイヤ、その他（焼却灰・農薬・薬品・バイク・タタミ）等

第4節 計画の進行管理

本計画では、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）を行うPDCAサイクルの概念を導入し、計画の進行管理を行うものとする。

計画の進行管理の内容は、図表 1-4-1 に示すとおりとする。

▼図表 1-4-1 計画の進行管理



第2章 地域特性

第1節 自然環境

1 位置

本町は佐賀県の東部に位置し、みやき町と吉野ヶ里町に囲まれている。本町の面積は、12.80 km²である。

▼図表 2-1-1 位置



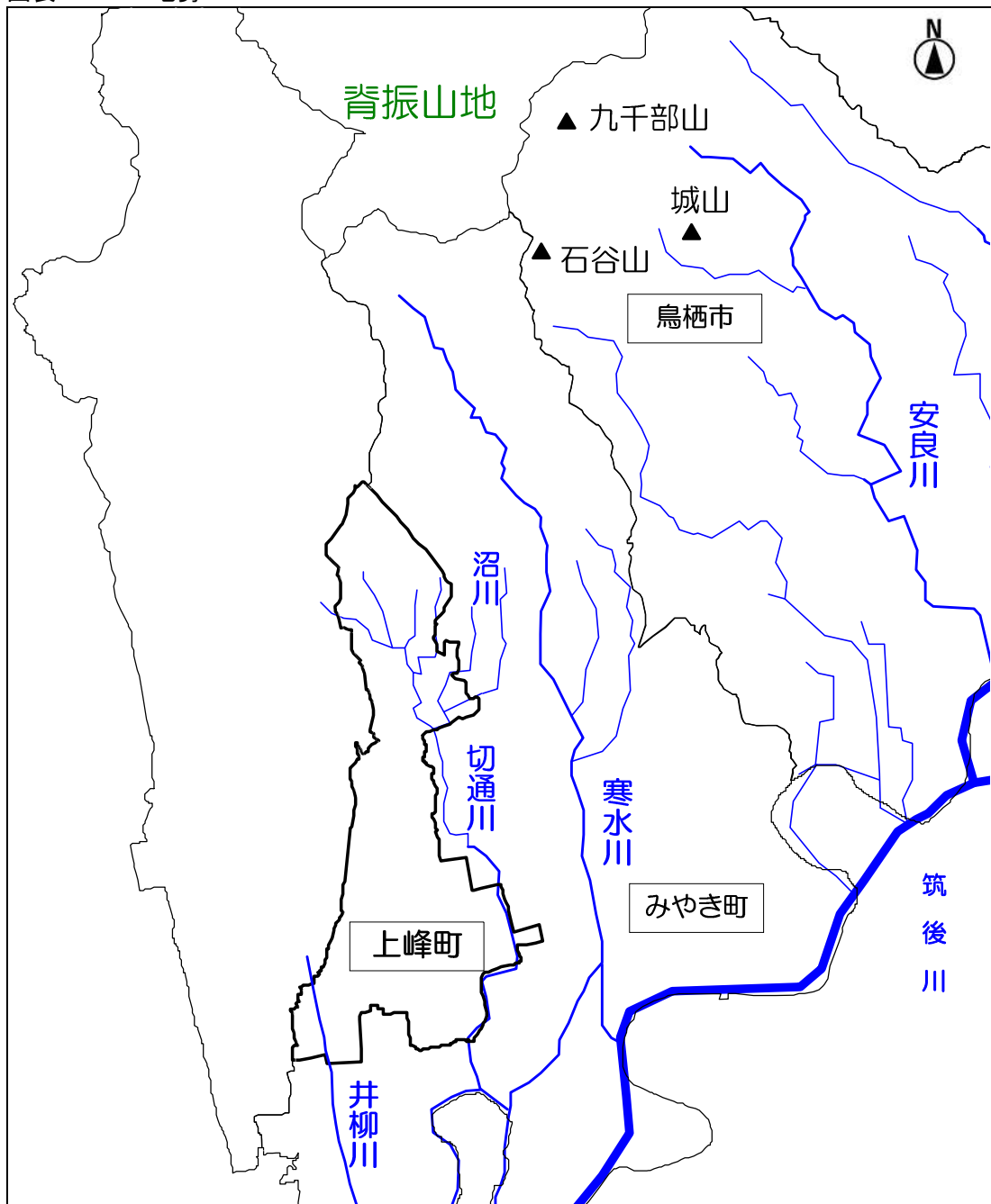
資料：国土交通省「全国都道府県市区町村別面積調」（令和7年7月）

2 地勢

本町は、概ね北部が丘陵及び台地、南部が沖積平野で、居住可能地の標高差約 50 メートルの北高南低の地形である。

また、南部には、1 級河川である筑後川が流れており、水田、飲用水、工業用水等の水資源として利用されている。なお、主要河川は以下のとおりである。

▼図表 2-1-2 地勢



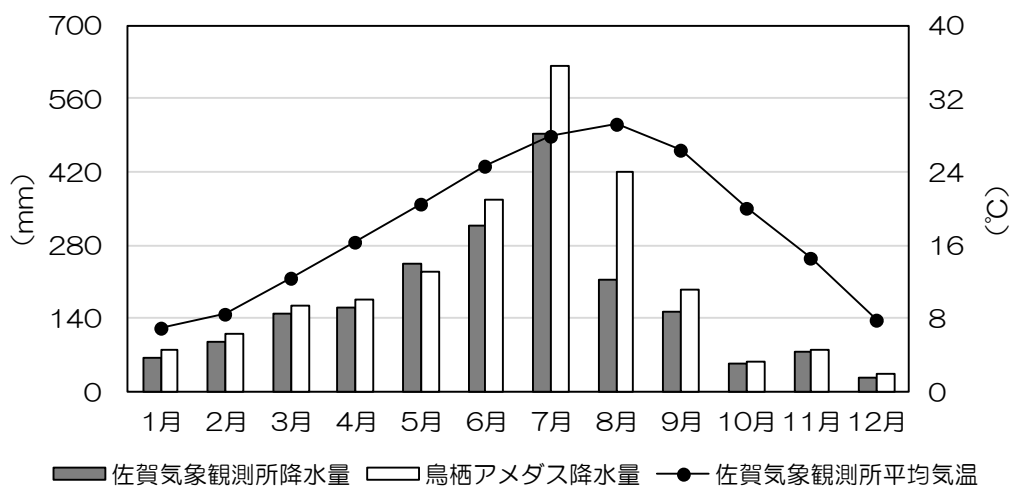
3 気候

本町近隣の気象データを図表 2-1-3 に示す。

年間を通した平均気温は 18.0℃と比較的温暖であるが、冬には降雪が観測されることもある。平均降水量は 2,246.5mm（鳥栖アメダス：2,542.7mm）と比較的雨が多い気候である。

▼図表 2-1-3 降水量及び平均気温

項目	佐賀地域気象観測所		鳥栖アメダス	
	平均気温 (°C)	降水量 (mm)	降水量 (mm)	
R2 年	17.5	2,876.0	3,141.0	
R3 年	17.9	2,480.5	2,676.5	
R4 年	17.7	1,664.5	1,852.5	
R5 年	18.1	2,113.0	2,673.0	
R6 年	18.8	2,098.5	2,370.5	
R2～R6 年平均值	18.0	2,246.5	2,542.7	
R2 年 ～ R6 年 月平均値	1 月	6.9	64.9	81.2
	2 月	8.5	93.8	111.7
	3 月	12.5	148.9	164.8
	4 月	16.4	160.4	173.8
	5 月	20.6	244.9	230.1
	6 月	24.6	318.6	367.7
	7 月	28.0	491.2	623.5
	8 月	29.2	215.0	421.0
	9 月	26.4	153.0	194.0
	10 月	20.1	51.6	58.7
	11 月	14.6	77.3	81.7
	12 月	7.8	25.8	34.5



※1 平均值：R2 年～R6 年

※2 本町では気象観測所として鳥栖アメダスがあるものの、降水量のみの観測所であることから、本町に最も近い佐賀地域気象観測所のデータも参考として示した。

資料：気象庁「気象観測データ」

第2節 社会環境

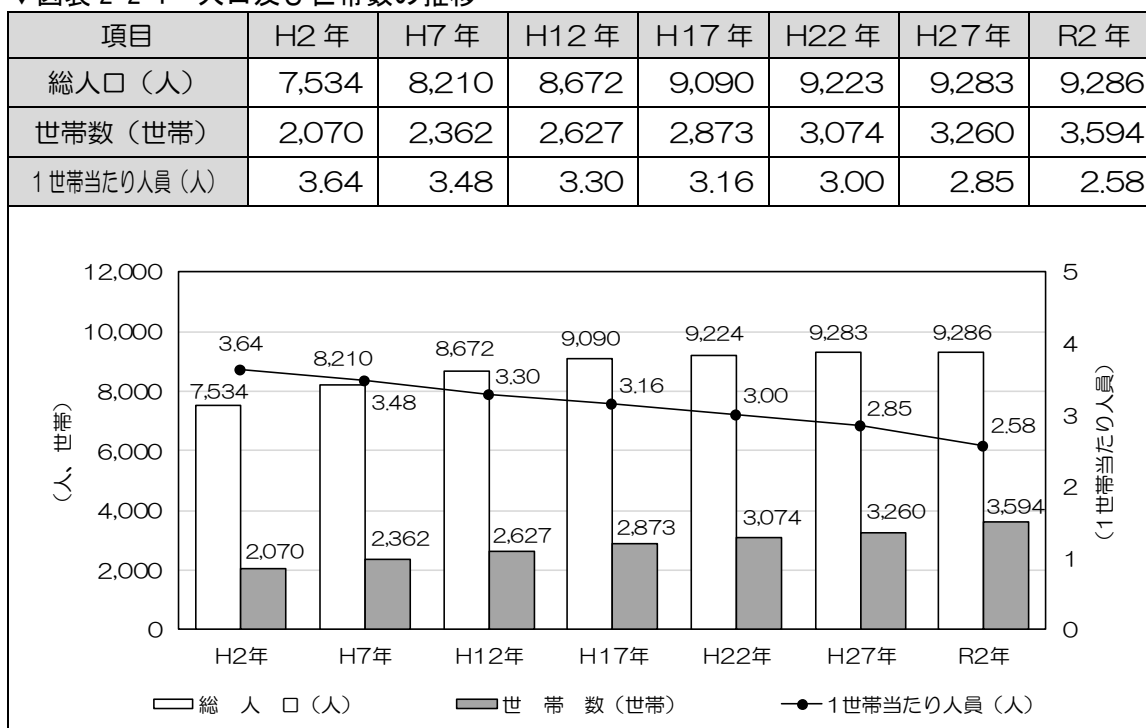
1 人口及び世帯数

本町の人口は増加傾向にあり、平成2年に7,534人であった人口が、令和2年には9,286人まで増加している。

世帯数は、平成2年の2,070世帯と比べ、令和2年では3,594世帯と増加しており、1世帯当たり人員は、平成2年の3.64人から令和2年には2.58人に減少している。

このことから、核家族化の進行や単身世帯が増加しているものと推測される。

▼図表 2-2-1 人口及び世帯数の推移



2 産業

本町の産業別就業者割合は、第3次産業の割合が64.8%と最も高く、次いで第2次産業の28.9%、第1次産業の3.8%である。分類別では、製造業（22.8%）医療、福祉（15.8%）が高い割合を示している。

▼図表 2-2-2 産業別就業人口（令和2年）

項目	就業人口（人）	割合（%）
総数	4,330	100
第1次産業	165	3.8
農業、林業	165	3.8
漁業	0	0.0
第2次産業	1,252	28.9
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0
建設業	265	6.1
製造業	986	22.8
第3次産業	2,808	64.8
電気・ガス・熱供給・水道業	13	0.3
情報通信業	30	0.7
運輸業、郵便業	289	6.7
卸売業、小売業	476	11.0
金融業、保険業	59	1.4
不動産業、物品賃貸業	52	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	59	1.4
宿泊業、飲食サービス業	178	4.1
生活関連サービス業、娯楽業	128	3.0
教育、学習支援業	201	4.6
医療、福祉	683	15.8
複合サービス事業	43	1.0
サービス業（他に分類されないもの）	235	5.4
公務（他に分類されるものを除く）	362	8.4
分類不能の産業（※1）	105	2.4

資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

※1 いずれの産業分類にすべきか不明のものを示す。

※2 端数処理のため、合計の数値が合わない箇所がある。

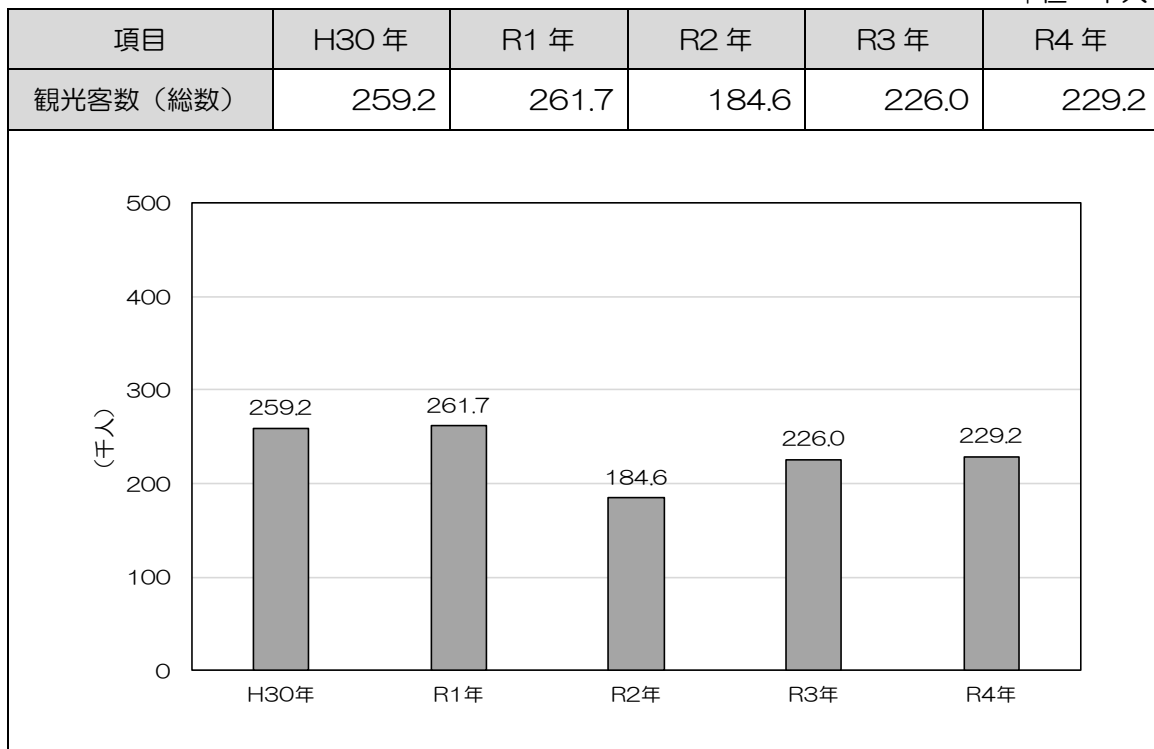
3 観光

本町では、四季折々の自然を楽しむことのできる鎮西山、天然記念物に指定されている八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林をはじめ多くの遺跡の名所が点在している。また、浮立は佐賀県のほぼ全域にて行われている民俗芸能であり、米多浮立が佐賀県重要無形民俗文化財に指定されており、歴史を感じる祭事が多くみられる。

本町における主な観光地を訪れた観光客数は、令和2年度に新型コロナウイルスの流行による影響とみられる要因で減少しており、以降は増加傾向で推移している。

▼図表 2-2-3 年度別観光客数

単位：千人



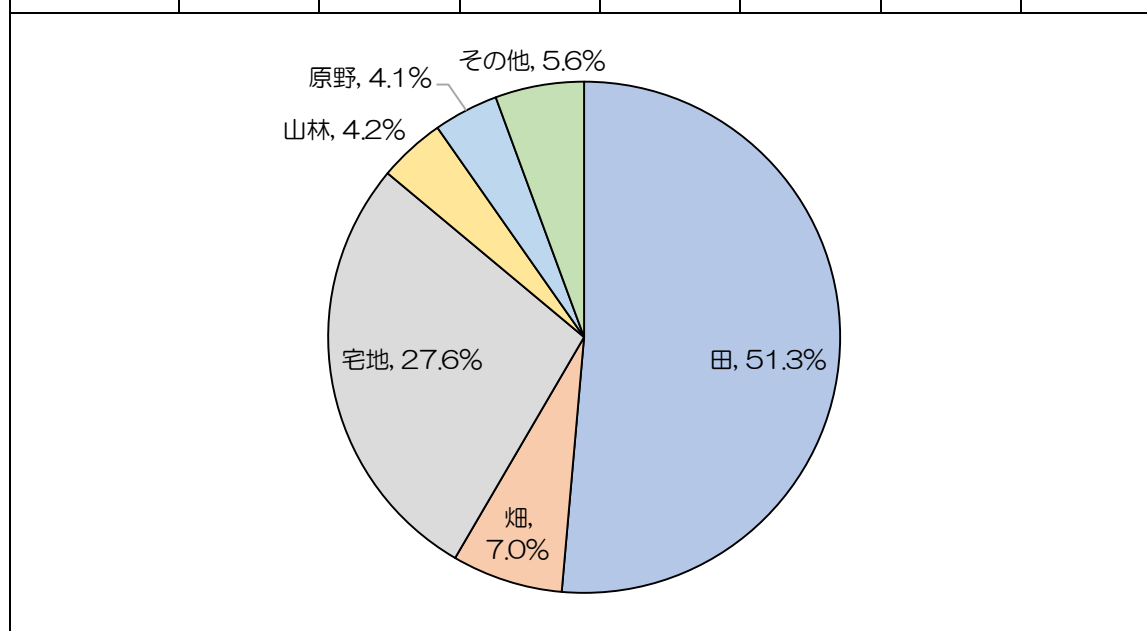
第3節 都市環境

1 土地利用

本町の土地利用状況のうち、田が51.3%を占め最も多く、次いで宅地が27.6%、畑が7.0%と続いている。

▼図表 2-3-1 土地利用（民有地）（令和5年）

項目	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
面積 (ha)	873	448	61	241	37	36	49
割合 (%)	-	51.3	7.0	27.6	4.2	4.1	5.6



資料：佐賀県「統計年鑑」（令和5年版）

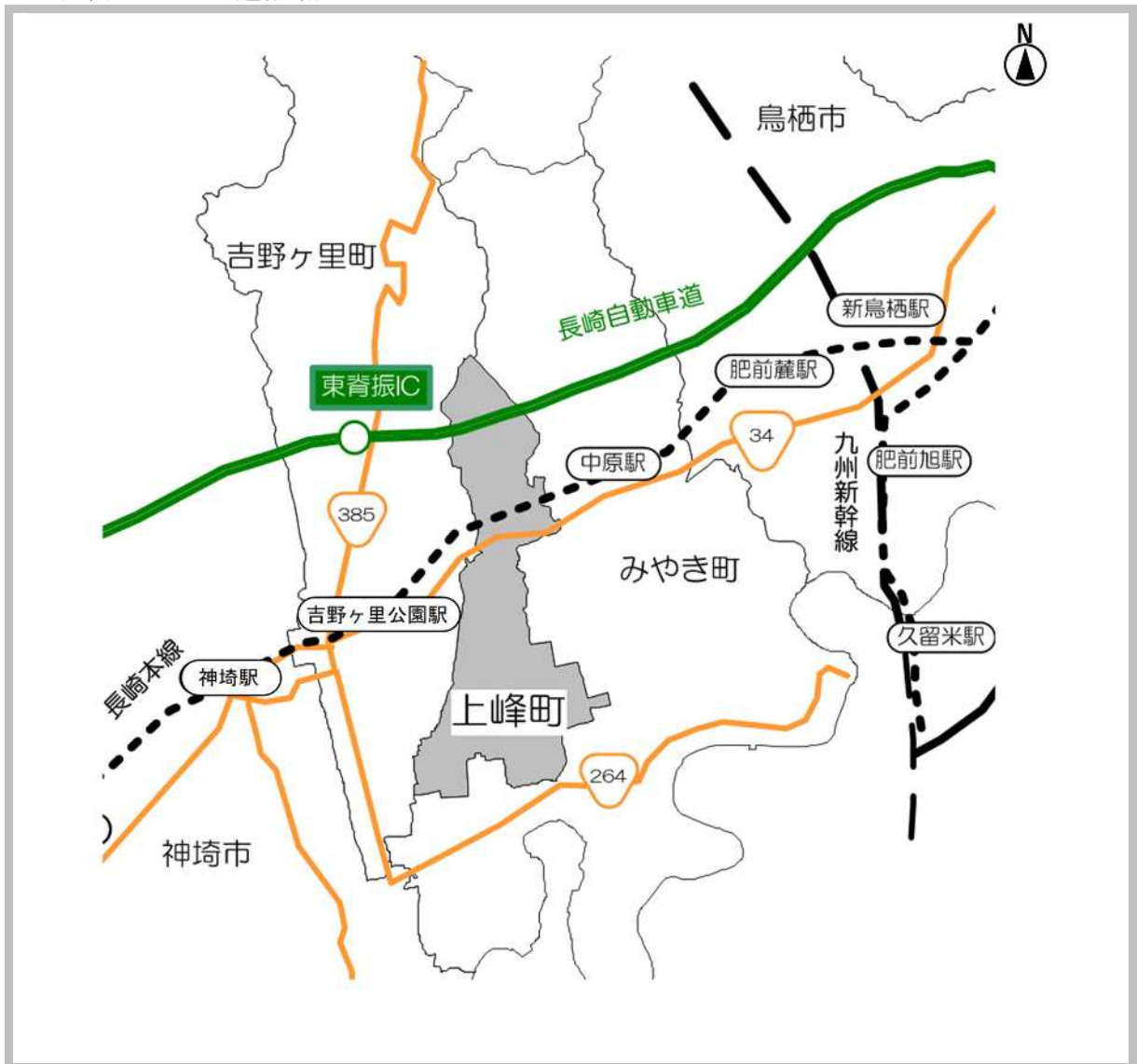
※端数処理のため、合計の数値が合わない箇所がある。

2 交通

本町の主要幹線は、北部を国道 34 号が走り交流機能を持っている。また町北部に長崎自動車道が横断しており、町内からは、東脊振インターチェンジが近くに位置しており、高速道路への利便性は比較的高くなっている。

鉄道は町内に JR 長崎本線が横断している。

▼図表 2-3-2 交通概略図



第4節 総合計画

本町まちづくりの上位計画である総合計画（上峰町まちづくりプラン（後期計画））のうち、計画の概要及び廃棄物処理に関する施策の概要を以下に示す。

▼図表 2-4-1 総合計画の概要

【計画名称】：上峰町まちづくりプラン（後期計画）

【基本計画の期間】：令和7年度～令和10年度

【策定年】：令和7年

【将来像】：文教都市 若さと活力のみなもとづくり

【廃棄物処理に関する施策】

2-1 生活環境整備

○施策の方針

町民・事業所・行政が一体となっごみの減量化、資源のリサイクル等に取り組めるよう啓発を進め、持続可能なまちづくりを進めます。

○後期計画達成目標

ごみの減量化

○目標達成に向けた取組

ステップ1	ごみ排出状況の分析・把握、ごみ量の予測、減量目標値の設定
ステップ2	広報紙・ホームページ等による啓発、事業・補助の検討
ステップ3	事業・補助の実施
ステップ4	減量状況の精査

○取組の方向

(1) ごみ収集・処理体制の充実

- ① 町民へのごみの出し方の周知やごみステーションの購入補助、許可業者への指導等により、効率的な収集・運搬に努めます。
- ② 広域的連携のもと、施設の適正な管理・運営等、鳥栖・三養基西部環境施設組合によるごみ処理・リサイクル体制の維持に努めます。
- ③ より広域的（鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、みやき町、上峰町）なごみ処理体制の整備に向けた準備を進めます。
- ④ 家庭用生ごみ処理機器の購入補助等を行い、家庭ごみの削減のための取組を行います。
- ⑤ 使用のごみ袋について、サイズ、種類、使用素材等を見直し、ごみを分別しやすく出しやすく回収しやすくします。

(2) 3R運動の促進

- ① 広報紙やホームページによる啓発を通して町民へのごみ分別指導をより一層進めるとともに、リサイクル推進団体の育成、家庭用生ごみ処理機器の購入補助等を行い、町民や事業者の自主的な3R運動を促し、ごみの減量化に努めます。

(3) 不法投棄の防止

- ① 不法投棄防止看板の設置を引き続き行うとともに、環境美化推進員等との連携のもと、監視・指導体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めます。

第3章 ごみ処理の基本的な方針と目標

第1節 廃棄物処理の現状と課題

1 ごみの分別

本町の分別区分は、大きく①もやせるごみ、②もやせないごみ（不燃ごみ）、③資源ごみ、④有害ごみ、⑤粗大ごみの5種類である。資源ごみは、紙・布類、ビン、缶、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、食用廃油、有害ごみは乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計・使い捨てライター等に分かれている。

▼図表 3-1-1 ごみ種類別分別（令和7年度）

ごみ種類	具体例	分別区分名称		
もやせるごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品、ゴム製品、革製品、ビニール、木くず など	もやせるごみ		
もやせないごみ	鍋・やかん（金属類）、小型家電製品、包丁、陶磁器、ガラス製品、鏡 など	もやせないごみ		
資源ごみ	缶類	ジュース缶、缶詰、のり・かつおぶし缶	スチール缶、アルミ缶	
		スプレー缶	スプレー缶	
	ビン類	無色透明ビン、すりガラス	無色ビン	
		ジュース、栄養ドリンクなどのビン	茶色ビン	
		無色・茶色ビン以外のビン、化粧ビン・整髪料などのビン	その他の色ビン	
		一升ビン	一升ビン	
	ペットボトル	ジュース、焼酎、しょうゆなどの透明のペットボトル	ペットボトル	
	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ	
	容器包装プラスチック	お菓子の袋、卵パック、レジ袋 など	容器包装プラスチック	
	発泡スチロール	電化製品の緩衝材	発泡スチロール	
	紙類	新聞・チラシ	新聞・チラシ	
		段ボール	段ボール	
		紙パック	牛乳パック、ジュースパック（500mL 以上のもののみ）	紙パック
		雑誌・パンフレット・カタログ・紙製容器	お菓子の外箱、ティッシュペーパーの箱 等	雑誌・パンフレット・カタログ・紙製容器
	食用廃油	使用済みのてんぷら油	食用廃油	
	布類	衣類、シーツ、タオルケット	布・古着	
有害ごみ	乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計・リチウムイオン電池・使い捨てライター	有害ごみ		
粗大ごみ	ごみ袋に入らない家具類、家電類、寝具類、自転車、三輪車、ミシン、かさ など	粗大ごみ		

2 ごみの排出量

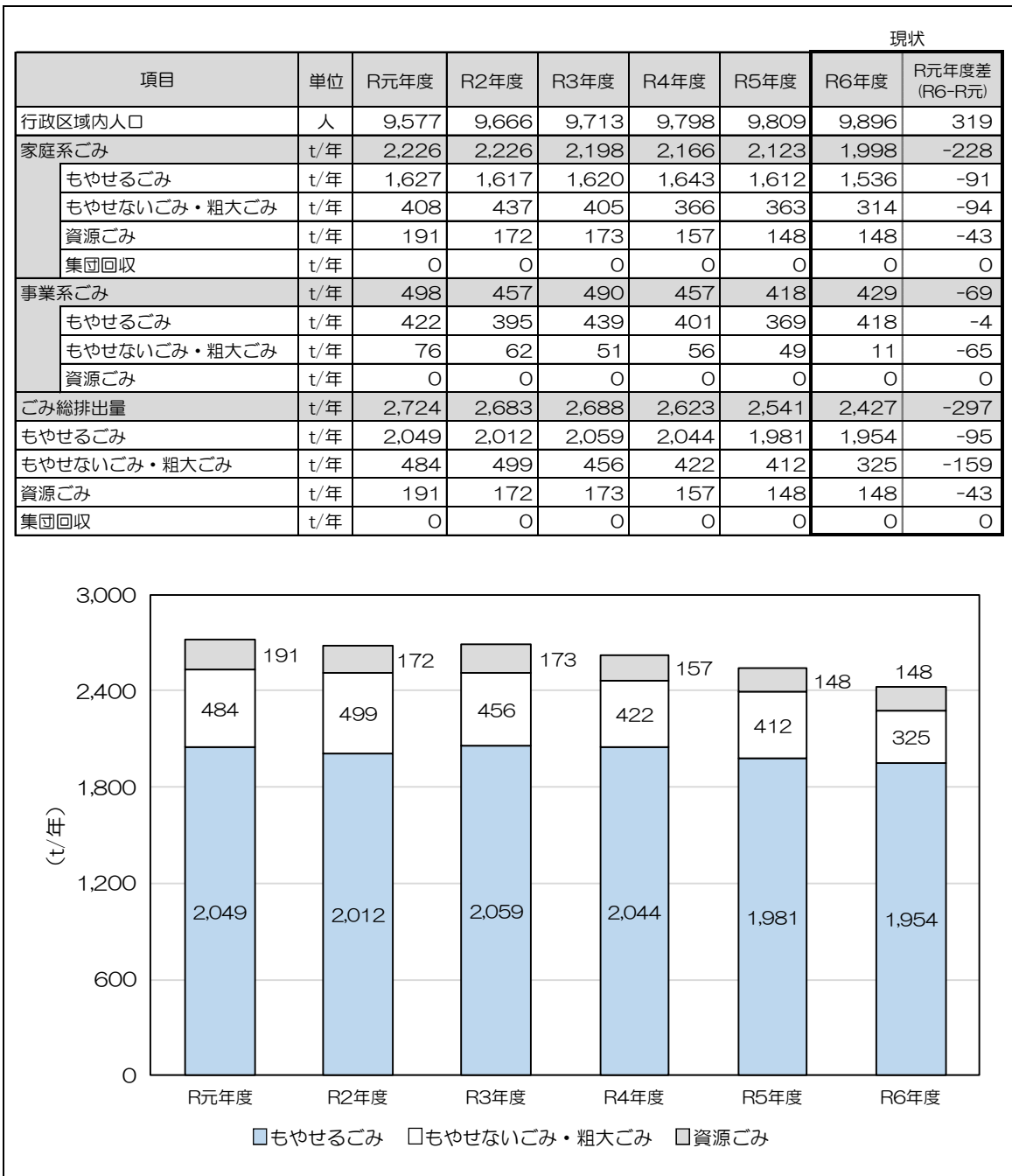
2-1 年間排出量

本町におけるごみの年間総排出量は、減少傾向で推移しており、令和6年度は2,427tとなっている。

ごみ種類別にみると、もやせるごみ、もやせないごみ・資源ごみともに減少傾向である。資源ごみは有害ごみを含んでいる。

家庭系、事業系別にみると、令和5年度から令和6年度にかけて事業系ごみが若干増加している。

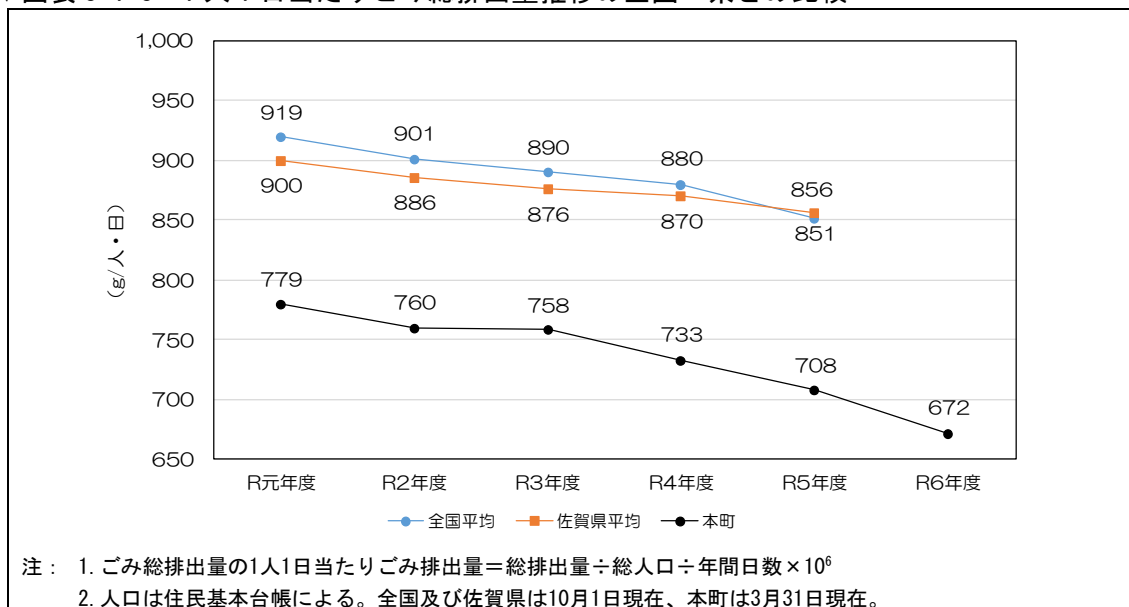
▼図表 3-1-2 ごみ排出量の推移



2-2 1人1日当たりごみ排出量

本町の1人1日当たりのごみ総排出量は減少傾向となっている。令和6年度では672gと、令和5年度の佐賀県平均(856g)や全国平均(851g)と比較すると低い値で推移している。

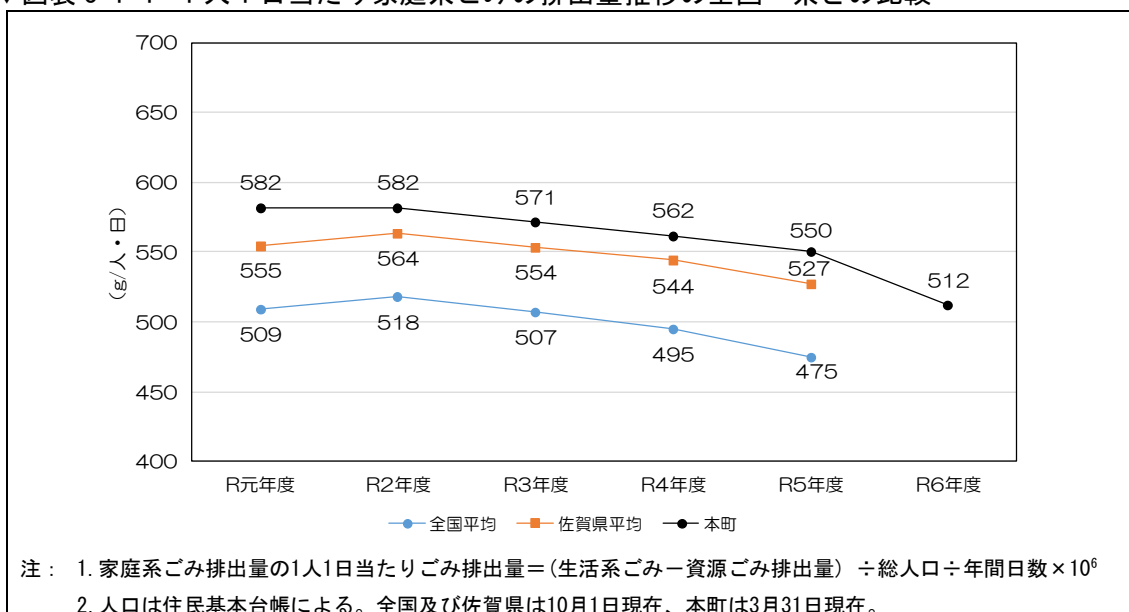
▼図表 3-1-3 1人1日当たりごみ総排出量推移の全国・県との比較



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」(全国及び佐賀県)

家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向となっている。令和6年度では512gと、令和5年度の佐賀県平均(527g)より低く、全国平均(475g)より高い値で推移している。

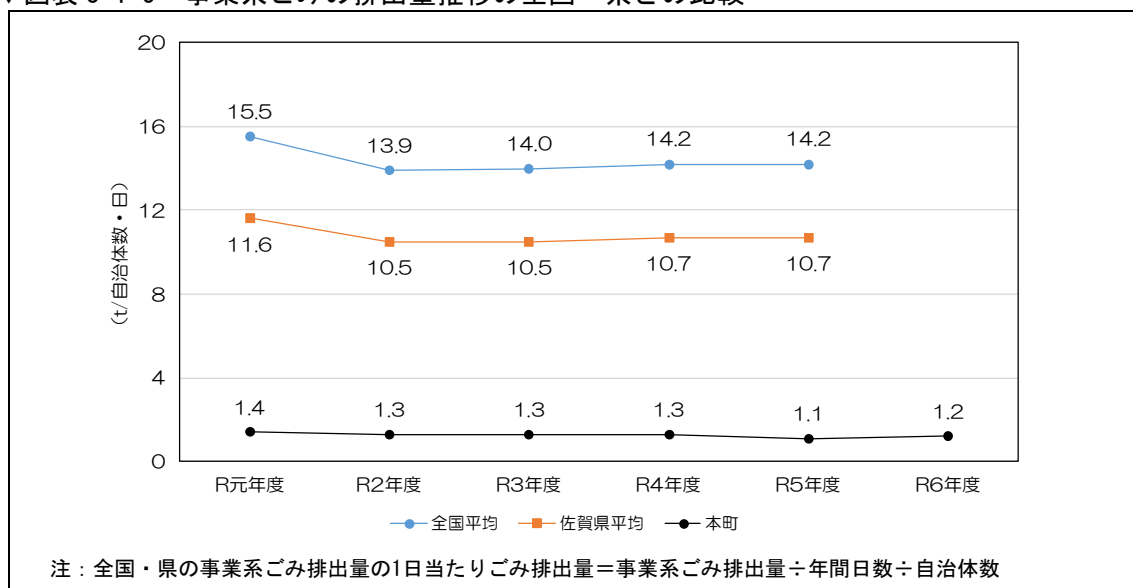
▼図表 3-1-4 1人1日当たり家庭系ごみの排出量推移の全国・県との比較



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」(全国及び佐賀県)

事業系ごみの1日当たりごみ排出量は、概ね横ばい傾向となっており、佐賀県平均や全国平均より低い値で推移している。

▼図表 3-1-5 事業系ごみの排出量推移の全国・県との比較



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（全国及び佐賀県）

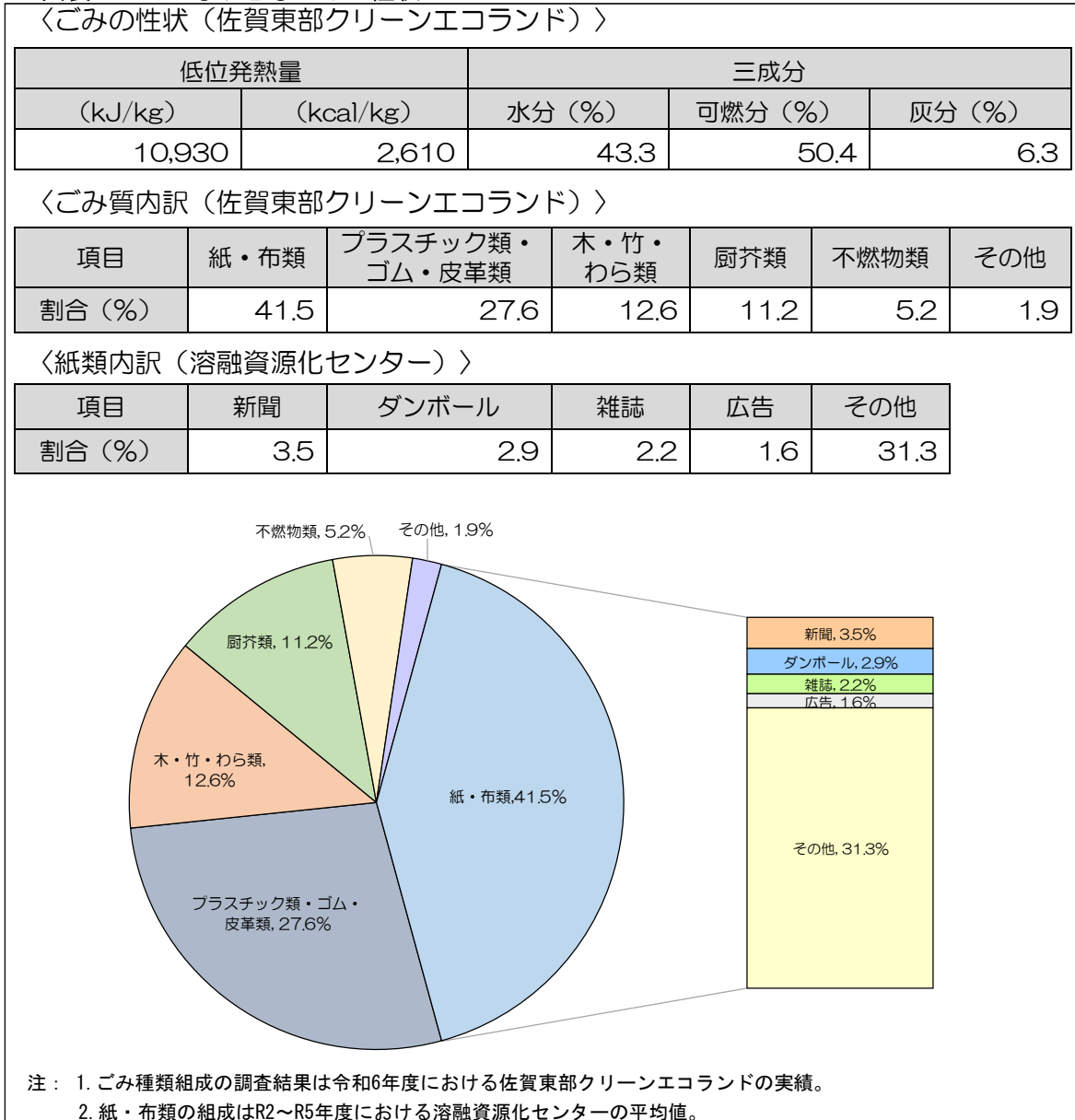
3 ごみの性状

佐賀東部クリーンエコランドにおいて焼却処理を行うもやせるごみは、定期的にごみ種類組成、三成分等のごみ質調査を実施している。

令和6年度の佐賀東部クリーンエコランドにおける低位発熱量（月別結果の平均値）は、10,930kJ/kg (2,610kcal/kg)である。三成分（月別結果の平均値）は、可燃分 50.4%、水分 43.3%、灰分 6.3%となっている。

令和6年度の佐賀東部クリーンエコランドにおけるごみ種類組成の調査結果（湿ベース）の構成比（月別結果の平均値）は、紙・布類が 41.5%、プラスチック類・ゴム・皮革類が 27.6%、木・竹・わら類が 12.6%、厨芥類（生ごみ）が 11.2%、不燃物類が 5.2%、その他が 1.9%である。令和2～5年度の、鳥栖・三養基西部環境施設組合が管轄していた溶融資源化センターにおける紙・布類内訳は、新聞 3.5%、ダンボール 2.9%、雑誌 2.2%、広告 1.6%、その他 31.3%である。

▼図表 3-1-6 もやせるごみの性状



4 ごみ処理システム

4-1 収集運搬に関する事項

本町のごみの収集頻度は、もやせるごみは週2回、もやせないごみ及び資源ごみは地区により月1～2回である。

ごみの排出は、もやせるごみは指定袋でステーション収集、もやせないごみは指定袋で拠点回収、紙類、布類、ペットボトル等の資源ごみは拠点回収となっている。粗大ごみは予約による戸別収集を行うか、リサイクルプラザへ直接搬入する。

▼図表 3-1-7 ごみ排出方法（令和7年度）

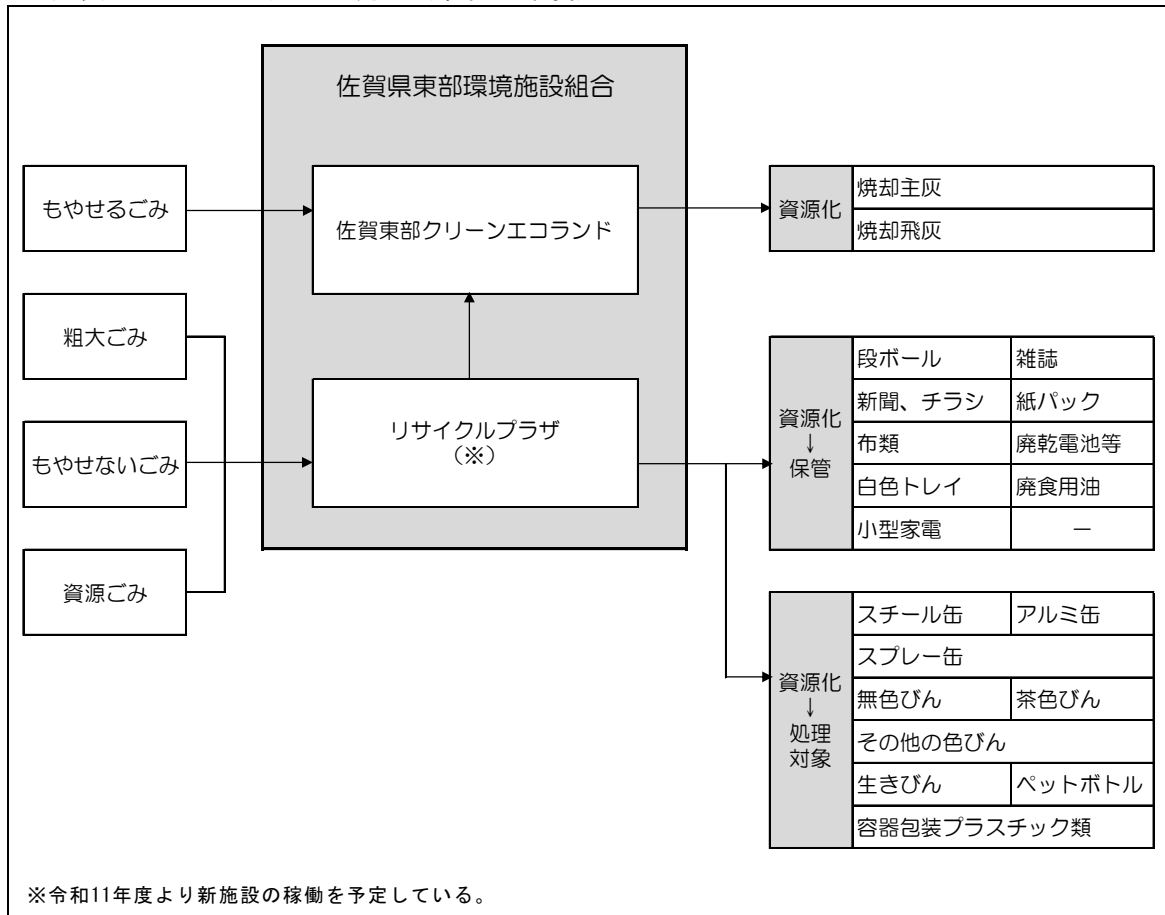
ごみ種類		収集頻度及び収集場所	排出容器及び手数料
もやせるごみ		週2回 ステーション	指定袋 (大：40円/枚、小：25円/枚 10L：10円/枚)
もやせないごみ		月1～2回 拠点回収	指定袋 (大：45円/枚、小：25円/枚)
資源ごみ	スチール缶、アルミ缶	月1～2回 拠点回収	コンテナボックス
	スプレー缶		コンテナボックス
	無色ビン		コンテナボックス
	茶色ビン		コンテナボックス
	その他の色ビン		コンテナボックス
	一升ビン		コンテナボックス
	ペットボトル		ネット
	白色トレイ		ネット
	容器包装プラスチック		ネット
	発泡スチロール		ネット
	新聞・チラシ		ひもで結ぶ
	段ボール		ひもで結ぶ
	紙パック		ネット
	雑誌・パンフレット・ カタログ・紙製容器		ひもで結ぶ
	食用廃油		コンテナボックス (ねじ式のふたのついた プラスチック容器にいれる)
	布・古着		ひもで結ぶ
有害ごみ			コンテナボックス (透明の袋や購入時の箱にいれる)
粗大ごみ		戸別収集（事前予約制） 年8回	粗大ごみシール（500円/枚）
		直接搬入	50kgまで300円 ※10kg増すごとに100円追加

4-2 ごみ処理の流れ

現在、本町から排出されたもやせるごみは、佐賀県東部環境施設組合が管轄する佐賀東部クリーンエコランドで焼却処理を行っており、焼却処理に伴う焼却主灰、焼却飛灰を全量資源化している。

もやせないごみ、粗大ごみ及び資源ごみについては、リサイクルプラザで処理対象物の特性に合わせ破碎・選別・圧縮梱包等の処理を行っている。その際に回収した金属類等は資源化、その他処理過程で発生した可燃残渣及び不燃残渣は佐賀東部クリーンエコランドで焼却処理している。

▼図表 3-1-8 ごみ処理の流れ（令和7年度）



4-3 ごみ処理施設

現在、本町から排出されたごみは、佐賀県東部環境施設組合が管轄する佐賀東部クリーンエコランド、リサイクルプラザにおいて処理を行っている。

佐賀東部クリーンエコランドでは、焼却処理後に発生する焼却主灰、焼却飛灰を土木資材やセメント原料等として有効利用している。また、本施設では焼却処理時に発生する廃熱を回収した発電を行っており、施設内の電力として利用している。

リサイクルプラザでは、もやせないごみや粗大ごみを破碎処理・選別・圧縮、資源ごみは選別・圧縮・保管等を行い、資源化を図っている。

▼図表 3-1-9 佐賀東部クリーンエコランドの概要

施設	項目	概要
焼却施設	施設名	佐賀東部クリーンエコランド
	供用開始	令和6年4月
	処理対象	もやせるごみ、破碎選別残渣、災害廃棄物
	処理能力	86t/日×2炉 172t/日
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉式焼却炉

▼図表 3-1-10 リサイクルプラザの概要

施設	項目	概要
資源化施設	施設名	リサイクルプラザ (※佐賀県東部環境施設組合で運営)
	供用開始	平成16年4月
	処理対象	もやせないごみ・粗大ごみ、缶類、ペットボトル・容器包装プラスチック、ピン類、紙類、白色トレイ・古布、乾電池・蛍光管
	処理能力	47 t/日 (5h)
	処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包、その他

5 排出抑制・再資源化への取組

5-1 広報・啓発の実施

ごみの減量化・再資源化（リサイクル）を推進するため、ごみ出しマニュアルやチラシなどを配布することにより、町民及び事業所の協力を求める。

5-2 生ごみの堆肥化等による減量化

家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、住民を対象に生ごみ堆肥化容器等の購入に対する補助金の交付を実施する。

▼図表 3-1-11 生ごみ処理機の購入補助実績

単位：件/年

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
処理容器	3	2	0	1	4
処理機	5	1	2	4	4
合計	8	3	2	5	8

5-3 資源回収の推進

住民が、実施する資源物（古紙類、古繊維類、空きびん類、金属類、その他の有価物）の集団回収を推進するため、啓発活動を行う。

5-4 資源物拠点回収事業の推進

資源物再生利用の推進を目的に、各地区集会所を拠点として古紙類（新聞・チラシ、雑誌、段ボール、紙パック）、びん類（無色びん、茶色びん、その他の色びん、一升瓶）、缶類（スチール缶、アルミ缶、スプレー缶）、白色トレイ、ペットボトル、容器包装プラスチック、発泡スチロール、布・古着、食用廃油、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、電球、水銀体温計、使い捨てライター）の回収と再資源化を行う。

6 中間処理・最終処分の実績

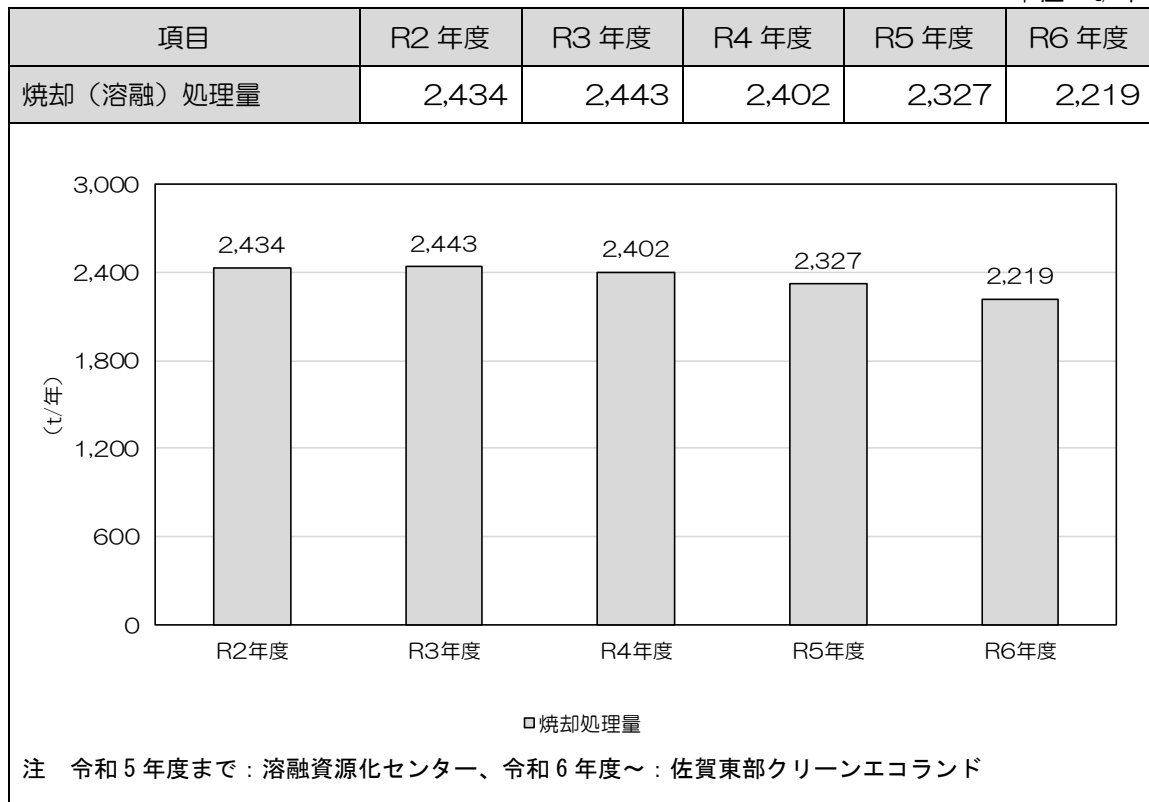
6-1 焼却（溶融）処理量

もやせるごみとリサイクルプラザから発生する可燃残渣は、令和5年度までは溶融資源化センターにおいて溶融処理、令和6年度からは佐賀東部クリーンエコランドにおいて焼却処理を行っている。

焼却（溶融）処理量は減少傾向で推移している。

▼図表 3-1-12 焼却処理量の状況

単位：t/年

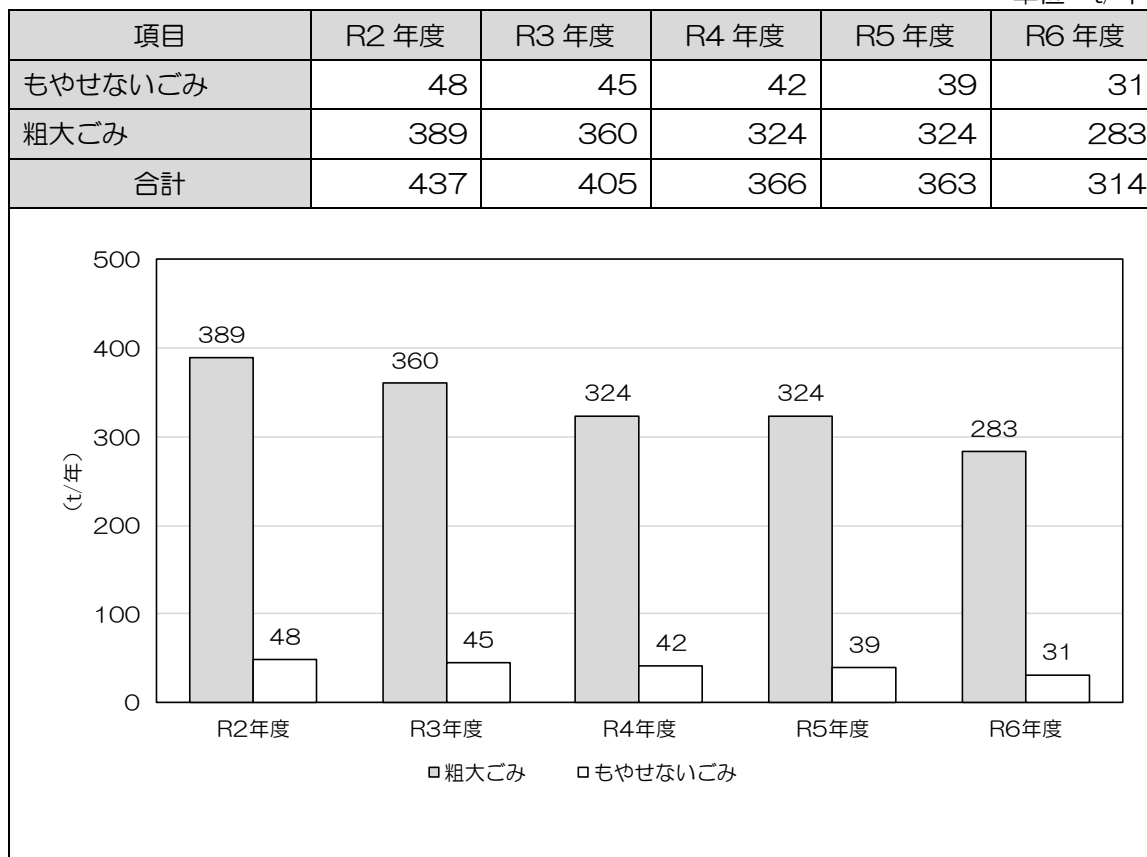


6-2 もやせないごみ・粗大ごみ

もやせないごみ・粗大ごみはリサイクルプラザで処理を行っている。処理量は減少傾向で推移している。

▼図表 3-1-13 もやせないごみ・粗大ごみの処理状況

単位：t/年



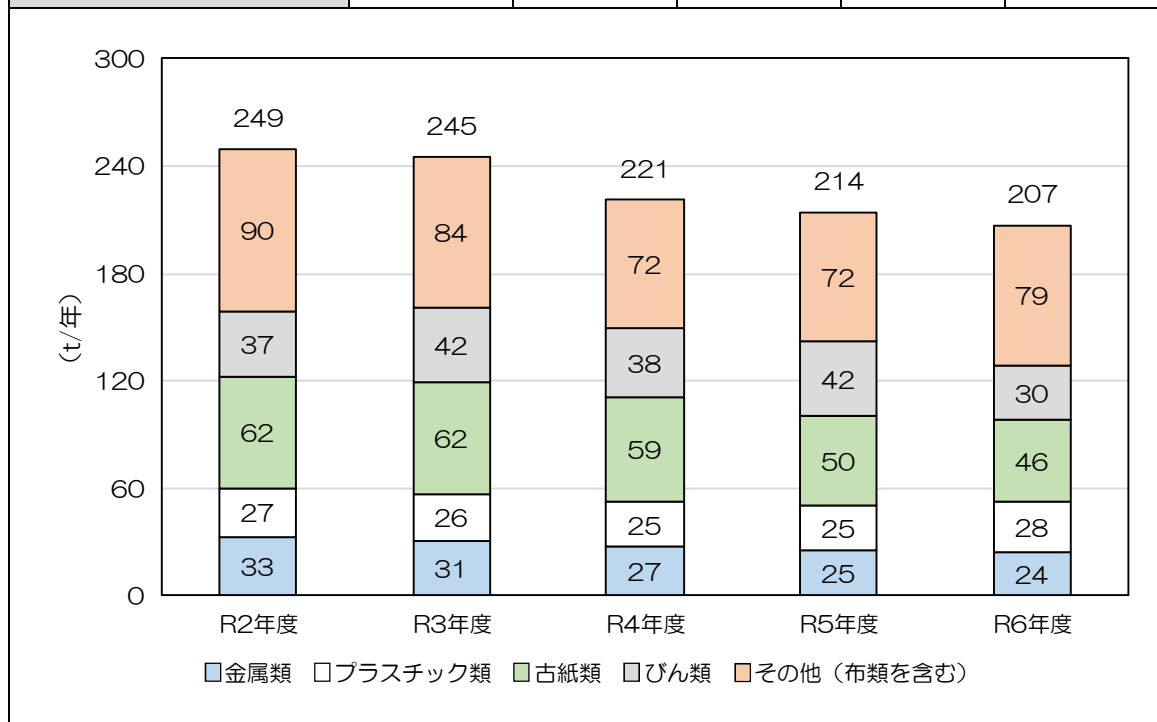
6-3 資源ごみ

資源ごみは町区や資源物広場で回収した後、リサイクルプラザへ搬出し資源化処理が行われている。処理量は減少傾向で推移している。

▼図表 3-1-14 資源ごみの処理状況（リサイクルプラザ）

単位：t/年

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
金属類	33	31	27	25	24
プラスチック類	27	26	25	25	28
古紙類	62	62	59	50	46
びん類	37	42	38	42	30
その他（布類を含む）	90	84	72	72	79
合計	249	245	221	214	207



6-4 資源化量の実績

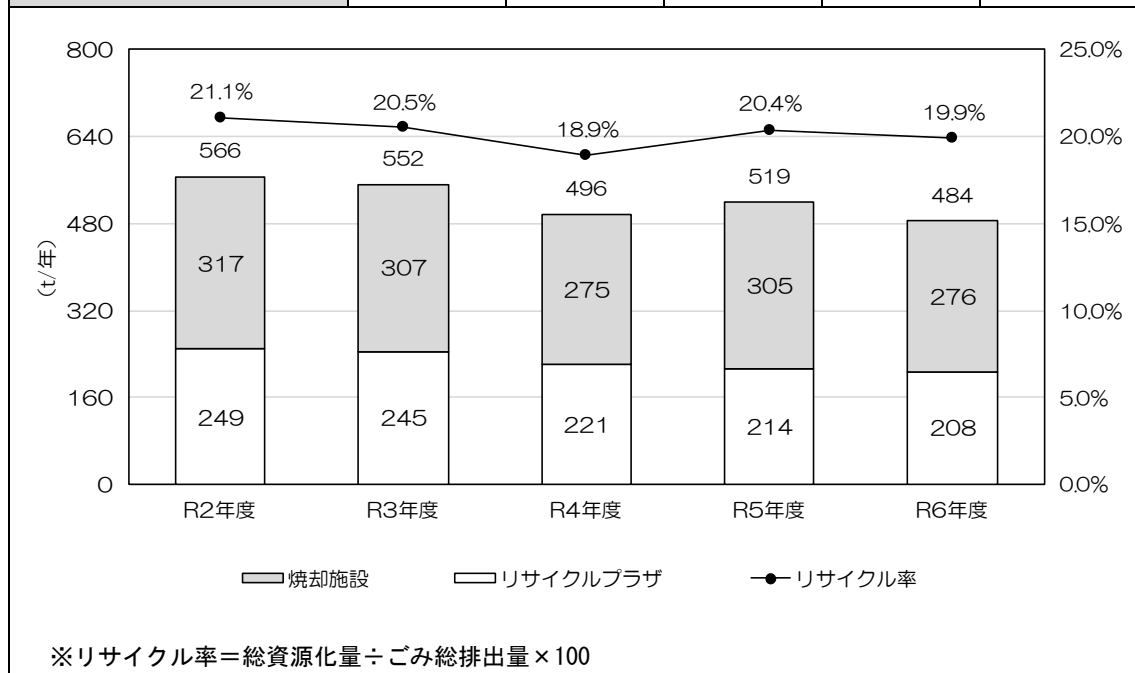
資源化量のうち焼却施設については、令和5年度までは溶融資源化センターで溶融処理後に発生する溶融スラグ・溶融メタル・溶融飛灰を資源化していた。令和6年度以降は、佐賀東部クリーンエコランドで焼却処理後に発生する焼却主灰、焼却飛灰を資源化している。資源化量は減少傾向で推移している。

リサイクル率は20%前後で推移している。

▼図表 3-1-15 資源化量の実績

単位：t/年

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
焼却施設	317	307	275	305	276
リサイクルプラザ	249	245	221	214	208
合計	566	552	496	519	484
リサイクル率(%)	21.1	20.5	18.9	20.4	19.9

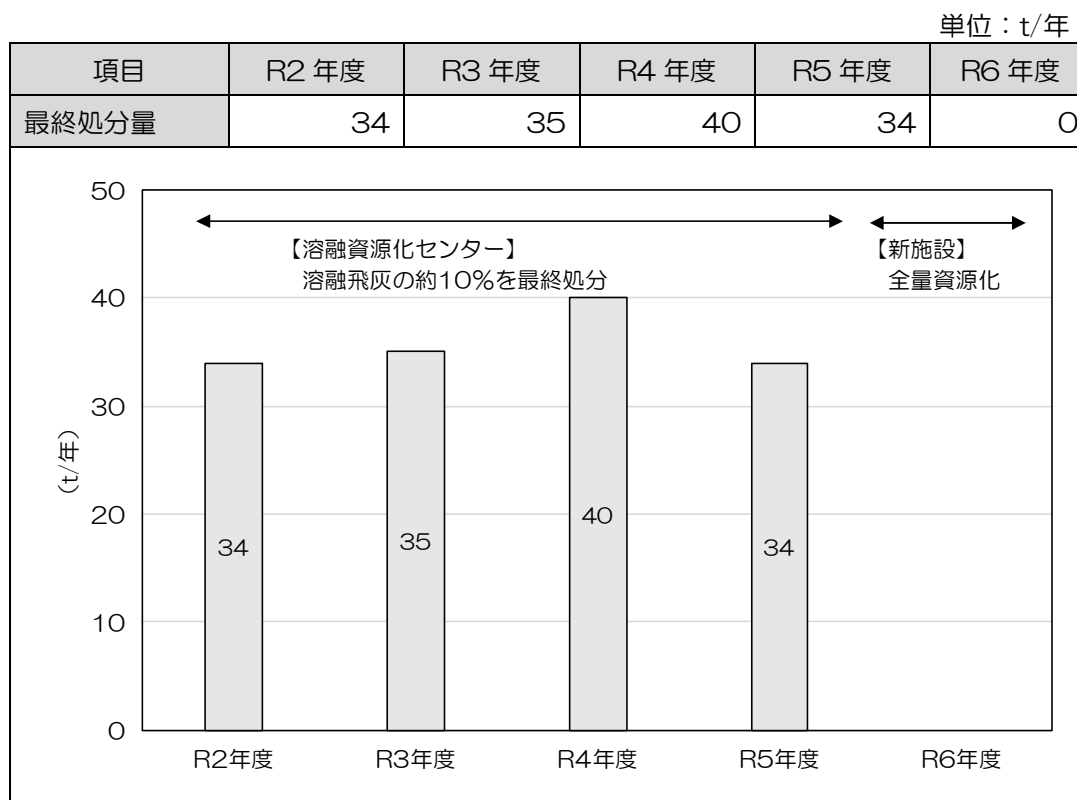


6-5 最終処分の実績

令和5年度まで稼働していた溶融資源化センターでは、鳥栖・三養基西部環境施設組合管内から排出されたもやせるごみ及びリサイクルプラザにて処理を行った後に発生する可燃残渣及び不燃残渣を溶融処理し、全量を溶融スラグ・溶融メタル・溶融飛灰を資源化していた。しかし、災害等により溶融飛灰の受入施設への搬入が不能になった際の事業継続のためのバックアップ体制を整えるため、令和元年度から生成される溶融飛灰の約10%を最終処分（埋立）していた。

令和6年度から稼働している佐賀東部クリーンエコランドでは、佐賀県東部環境施設組合管内から排出されたごみの処理を行った後に発生する焼却灰及び焼却飛灰を全量資源化しており、埋立処分は行っていない。

▼図表 3-1-16 最終処分の状況



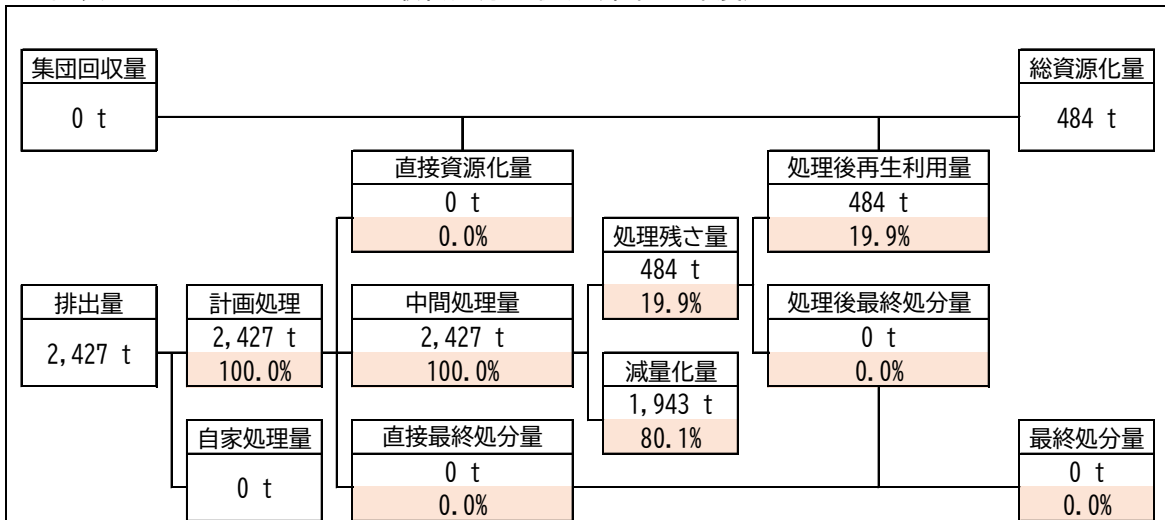
7 リサイクルと最終処分状況（令和6年度）

本町のリサイクルと最終処分の状況について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理実態調査結果」の最新実績である、令和5年度実績を基に整理した（本町は令和6年度実績）。

本町の総資源化量は、令和6年度実績で484t/年となっており、リサイクル率は19.9%と佐賀県または全国の平均値とほぼ同値となっている。

なお、最終処分量については、組合において焼却処理等の中間処理を実施し、全量再資源化を行っているため、埋立処分は行っていない。

▼図表 3-1-17 リサイクルと最終処分の状況（令和6年度）



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

項目	【リサイクル率】	【最終処分率】
	$\frac{\text{総資源化量}}{\text{排出量(処理量) + 集団回収量}}$	$\frac{\text{最終処分量}}{\text{排出量(処理量)}}$
本町 (令和6年度)	19.9%	0.0%
佐賀県平均 (令和5年度)	20.0%	3.8%
全国平均 (令和5年度)	20.0%	9.1%

注：リサイクル率及び最終処分率は、以下に示す数値を利用して試算する。

排出量＝家庭系＋事業系

資源化量＝直接資源化量＋中間処理後の資源化＋集団回収量

佐賀県及び全国のリサイクル率、最終処分率は処理量で計算

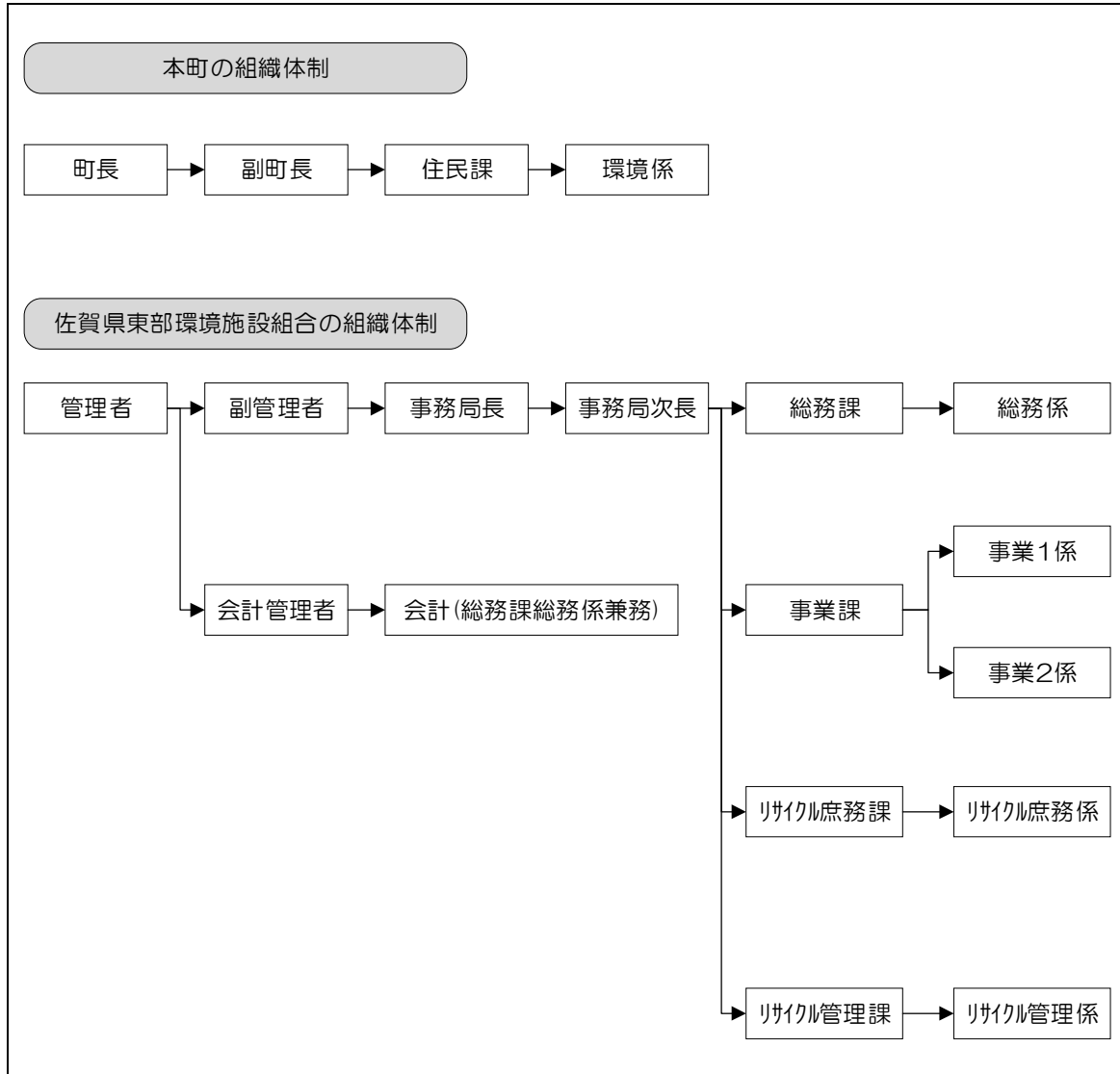
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（佐賀県及び全国）

8 ごみ処理に関する組織体制及び処理経費

8-1 ごみ処理の組織体制

ごみ処理の組織体制は、以下のとおりである。

▼図表 3-1-18 ごみ処理の行政組織体制

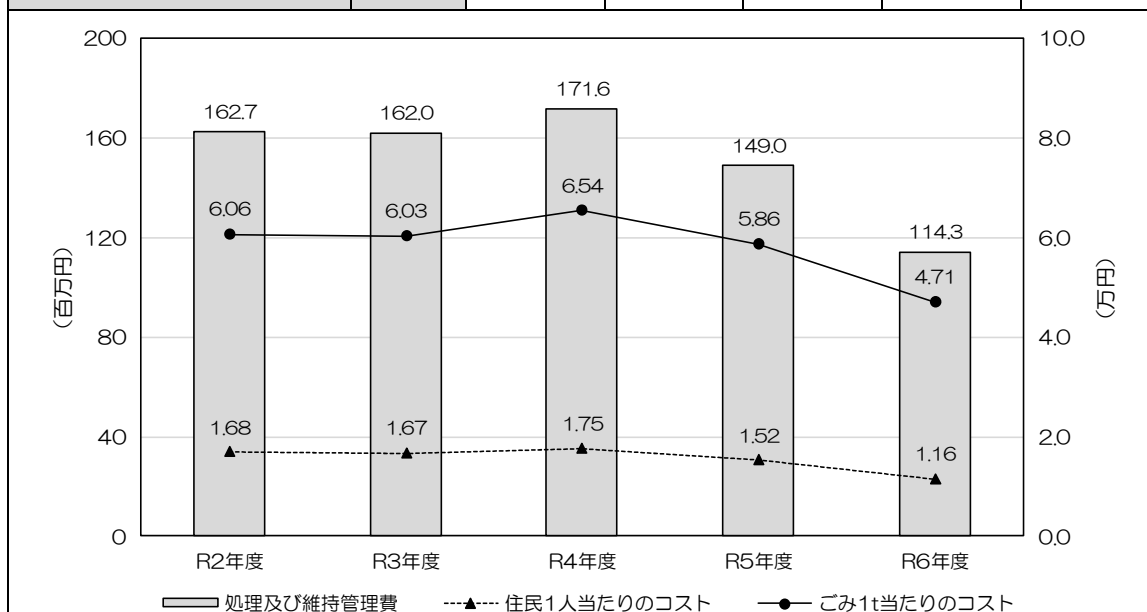


8-2 ごみ処理経費

本町のごみ処理経費は、令和4年度までは増加傾向、令和5年度以降では減少している。住民1人当たりコスト、ごみ1t当たりコストも同様の傾向となっている。処理経費の減少は、令和6年度から佐賀県東部環境施設組合による処理体制となり、広域処理による効果が出ているためと考えられる。

▼図表 3-1-19 ごみ処理経費の推移

項目	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人口	人	9666	9713	9798	9809	9,896
ごみ排出量	t	2,683	2,688	2,623	2,541	2,427
処理及び維持管理費	百万円	162.7	162.0	171.6	149.0	114.3
住民1人当たりのコスト	万円	1.68	1.67	1.75	1.52	1.16
ごみ1t当たりのコスト	万円	6.06	6.03	6.54	5.86	4.71



- ※：1. ごみ排出量には集団回収量は含んでいない。
 2. 処理及び維持管理費は、本町の一般廃棄物処理実態調査結果（組合分担金含む）から算出している。
 3. 人口は住民基本台帳による（3月31日現在（外国人含む））。
 4. 住民1人当たりのコスト＝処理及び維持管理費÷人口×100
 5. ごみ1t当たりのコスト＝処理及び維持管理費÷ごみ排出量×100

9 ごみ処理評価

本町のごみ処理について、本町（令和6年度実績）と環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和5年度実績版）」を利用して、同程度の人口規模の自治体（390自治体：人口5千人以上1.5万人未満で設定）との比較評価を実施した。

▼図表 3-1-20 ごみ処理の評価指標

指標		算出式
循環型社会形成	①人口1人1日当たりごみ総排出量(g/人・日)	ごみ総排出量÷年間日数÷計画収集人口×10 ⁶
	②廃棄物からの資源回収率(%) (リサイクル率)*	資源化量÷ごみ総排出量×100
	③廃棄物のうち最終処分される割合(%)	最終処分量÷ごみ総排出量×100
経済性	④人口1人当たり年間処理経費(万円/人・年)(住民1人当たりのコスト)	処理及び維持管理費÷計画収集人口÷10 ⁴
	⑤最終処分減量(中間処理、資源化等)に要する費用(万円/t)	(処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費)÷(ごみ総排出量－最終処分量)÷10 ⁴

※一般廃棄物実態調査(令和5年度)より、人口5千人以上1.5万人未満の市町村の平均値を算出

▼図表 3-1-21 ごみ処理の評価

指標	各数値	分析
①人口1人1日当たりごみ総排出量	本町：678 g/人・日 類似市町村の平均：875 g/人・日 (本町が197g少ない)	類似市町村の平均より低い水準にある。今後ごみ排出抑制のため現行の取組の継続・強化に努める必要がある。
②廃棄物からの資源回収率(リサイクル率)	本町：19.9% 類似市町村の平均：18.7% (本町が1.2%上回っている)	類似市町村より高い水準にある。今後リサイクル率向上のため資源ごみの分別の徹底等に努める必要がある。
③廃棄物のうち最終処分される割合	本町：0% 類似市町村の平均：9.6% (本町の埋立処分量はゼロ)	焼却残渣のセメント原料等による全量資源化を行っており、埋立処分を行っていない。今後も埋立処分ゼロを継続するため安定した資源化先の確保が必要である。
④人口1人当たり年間処理経費(住民1人当たりのコスト)	本町：1.17万円/人・年 類似市町村の平均：1.89万円/人・年 (本町が0.72万円少ない)	人口1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用ともに類似市町村の平均より低い水準にある。令和6年度からの新たな広域処理により費用の低減化が図られており、今後もごみ処理事業の合理化・効率化に向けて、広域処理を行っている関連自治体と連携しながら取り組みを進めていく必要がある。
⑤最終処分減量(中間処理、資源化等)に要する費用	本町：4.71万円/t 類似市町村の平均：6.22万円/t (本町が1.51万円少ない)	

※類似市町村数：390/514自治体(人口5千人以上1.5万人未満で設定)

※本町の実績：令和6年度実績から算出

10 ごみ処理に関する課題

本町のごみ処理に関する問題点・課題は、以下のとおりである。

【ごみの排出に関する事項】

ごみの減量が必要

- ・家庭系の1人1日当たりのごみ排出量は佐賀県平均や全国平均と比較して高い傾向であることから、ごみの減量化や適正処理を継続する必要がある。
- ・事業系の1人1日当たりのごみ排出量は横ばいで推移していることから、事業者のごみの減量化や適正処理が必要となっている。

【再資源化に関する事項】

分別徹底が必要

- ・佐賀東部クリーンエコランドの組成調査結果よりもやせるごみには、資源ごみとして分別可能な古紙等が多く混入していることから、分別の徹底が必要である。

【中間処理に関する事項】

安定的かつ適正処理ができる施設維持が必要

- ・焼却施設については、佐賀東部クリーンエコランドが令和6年度より稼働開始しており、組合構成市町と連携して施設を適正に維持管理、運転していく必要がある。
- ・資源化施設については、現在マテリアルリサイクル推進施設の整備を行っており、令和11年度より稼働開始予定である。新施設の稼働開始までは、リサイクルプラザにおいて適正処理を継続する必要がある。

【最終処分に関する事項】

最終処分量の削減が必要

- ・本町及び組合では最終処分場を保有していないことから、今後のごみの減量化や資源化を行っていくことにより、最終処分量の削減をしていく必要がある。

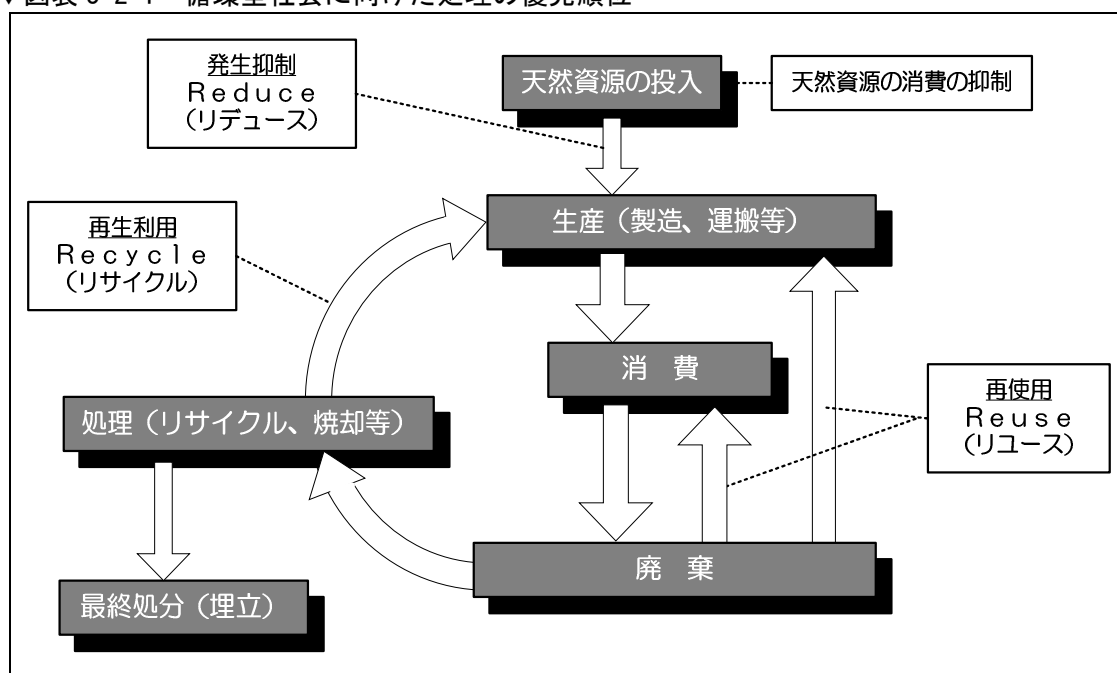
第2節 ごみ処理の目標

1 基本方針

本町では、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位（図表 3-20）を踏まえて、ごみによる環境への負荷をできる限り低減するため、ごみの発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の 3R 活動を推進することで、限りある資源とエネルギーの使用量の削減と循環的な利用を促進していく。

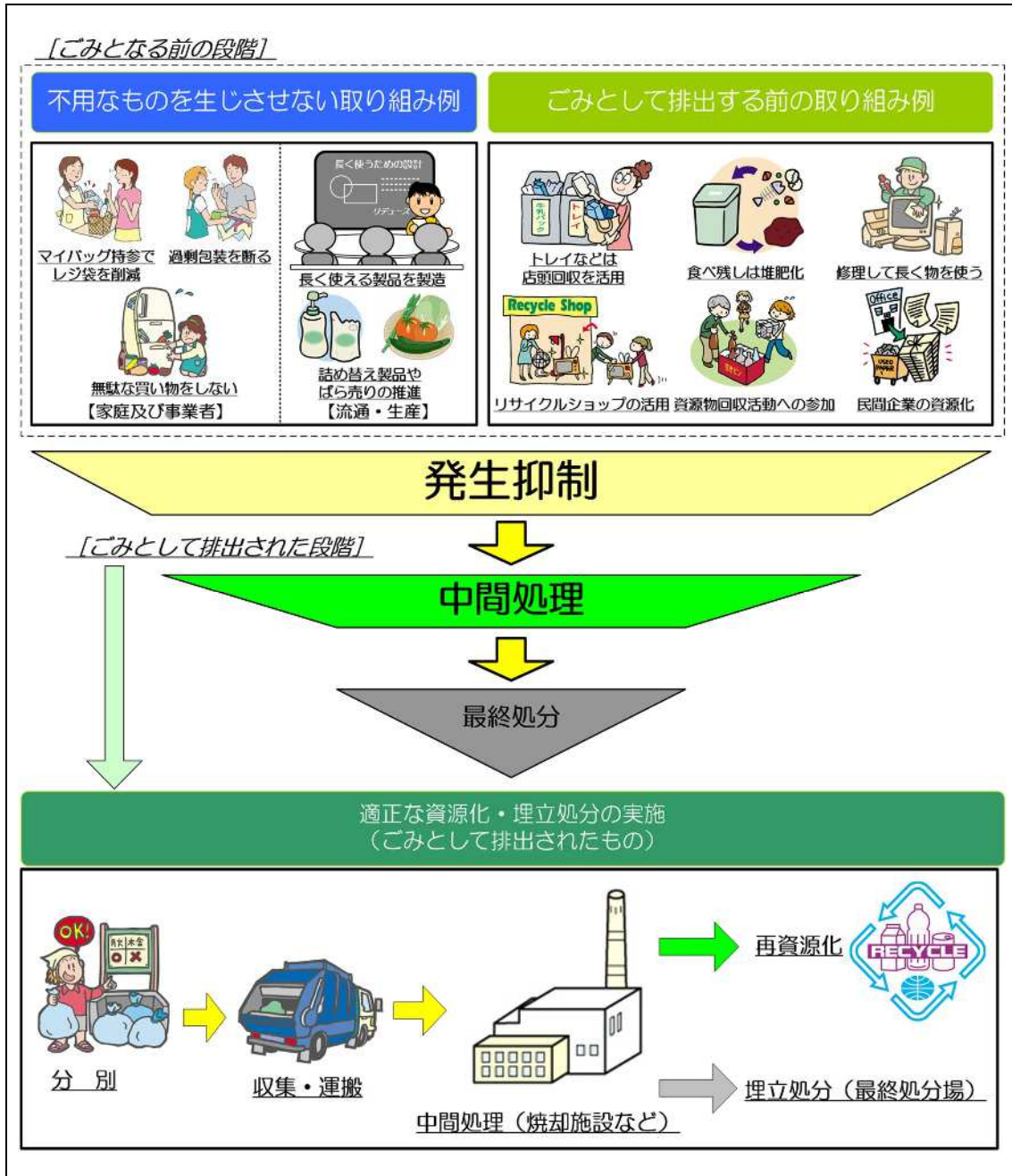
本計画では、既定計画と同様に「資源循環型社会の構築」を基本理念として、ごみの減量化及び資源化を進めていく。

▼図表 3-2-1 循環型社会に向けた処理の優先順位



本計画では、ごみとなる可能性がある不用品をなるべく出さないことや、不用品になってしまったものについてはリユースすることで「ごみを出さない」ことを「発生抑制」として位置付けている。「発生抑制」のイメージは下図に示すとおりである。

▼図表 3-2-2 発生抑制に対する一般的なイメージ



本町では、「資源循環型社会の構築」を基本理念として、「住民・事業者・行政が連携した 3R 運動の推進」、「ごみの減量化及び資源化の推進」、「適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築」の 3 つの基本方針を柱として、循環型社会の構築を目指すものとする。

基本方針 1：住民・事業者・行政が連携した 3R 運動の推進

「発生抑制」を主体とする 3R 運動 (Reduce: リデュース、Reuse: リユース、Recycle: リサイクル) に取り組み、住民・事業者・行政の三者が連携して、一歩進んだ循環型社会の構築を目指す方針とする。

基本方針 2：ごみの減量化及び資源化の推進

本町において、これまで行ってきた施策の推進とあわせて、適正分別を徹底することにより、一層のごみの減量化及び資源化を図っていく方針とする。

基本方針 3：適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を継続する方針とする。

あわせて、ごみ処理施設においては、組合による広域処理体制のもと、周辺環境に配慮した適切な運転管理及び施設の維持管理体制の確保を行っていく。

また、社会情勢の変化等に応じて収集・運搬・処理・処分を再構築する方針とする。

2 ごみ処理主体

本町管内から排出されたごみを処理する主体を排出段階から処理・処分に至る工程ごとに、さらに、ごみの種類ごとに明確化する。

2-1 排出段階

排出段階における再利用やごみの減量は、排出者である住民や事業者が自ら行う。
なお、ごみの再生利用やごみの減量を実施するための周知・啓発等は本町が行う。

2-2 収集運搬段階

家庭系ごみの収集運搬については、本町が行うものとする。なお、組合施設へごみを持ち込む場合は、住民自らが運搬する。

また、事業系ごみは事業者自ら組合施設に運搬、または一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）へ委託する。

2-3 処理処分段階

ごみの処理・処分は、組合で行う。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物は、製造者または排出者の責任において処理・処分を行う。

▼図表 3-2-3 ごみ処理段階と処理主体

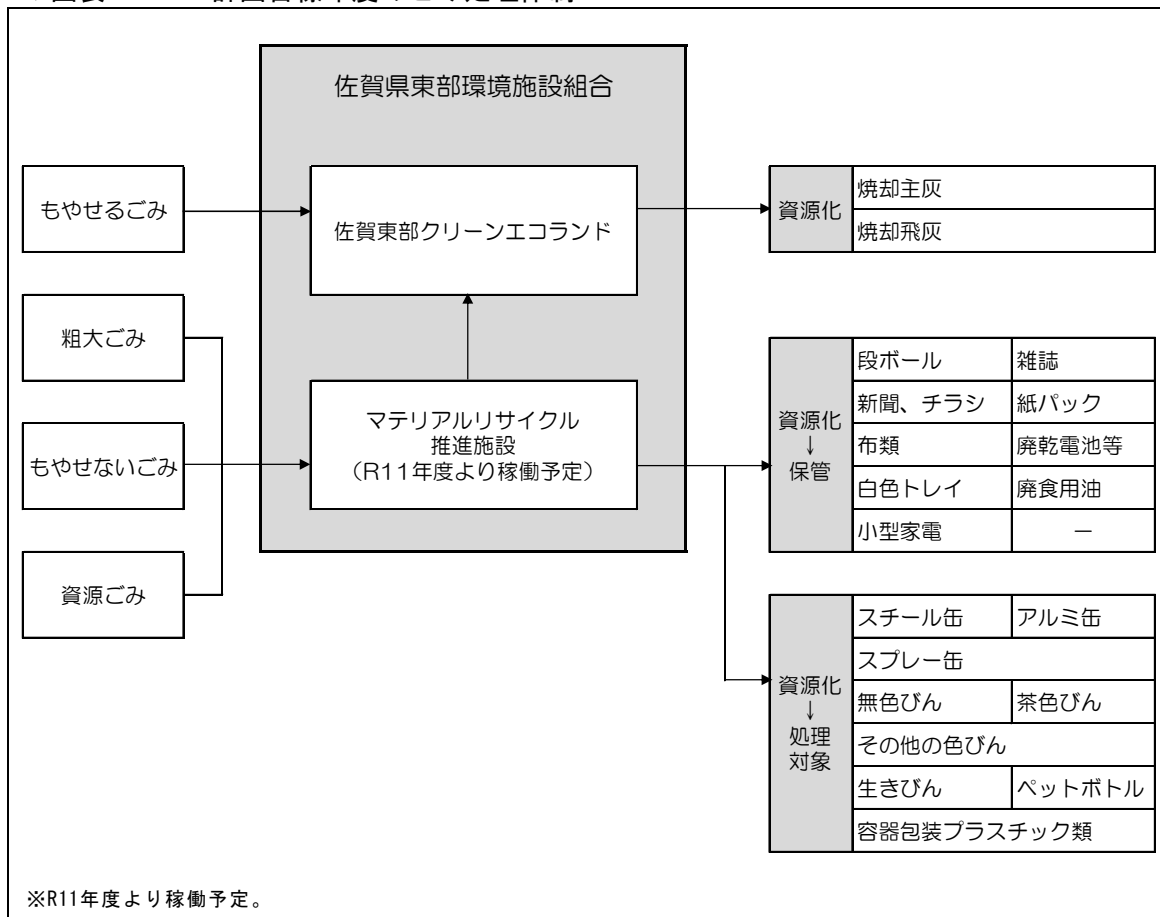
項目	排出	収集運搬	中間処理・最終処分
家庭系ごみ	住民	本町	組合
事業系ごみ	事業者	事業者 又は許可業者	組合

注：処理主体は委託も含む。

2-4 ごみ処理体制

計画目標年度におけるごみ処理体制は以下のとおり。

▼図表 3-2-4 計画目標年度のごみ処理体制



3 ごみ排出量及び処理量の見込み

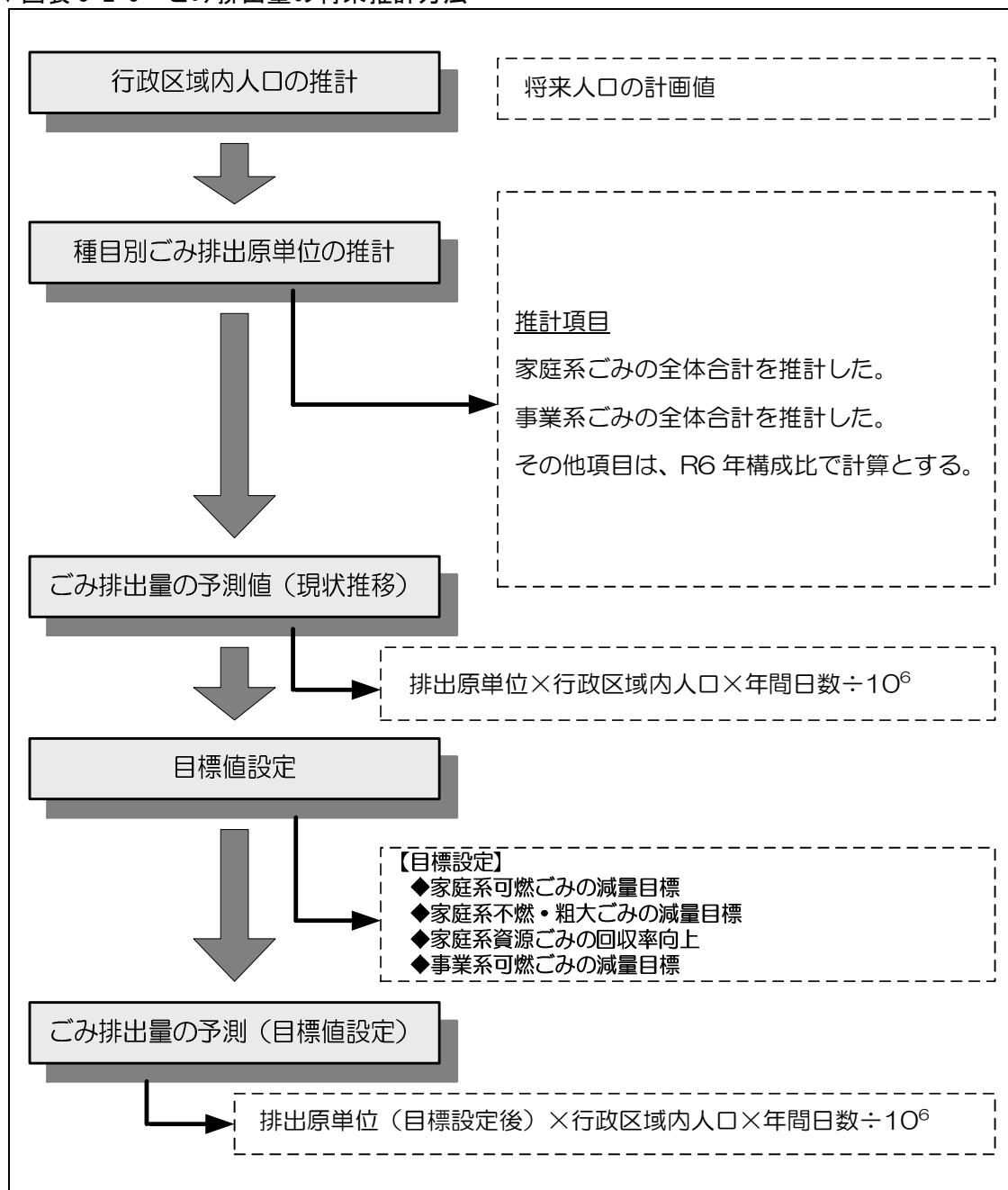
3-1 将来計画の方法

人口及びごみ排出量の将来の推計方法は、「ごみ処理基本計画策定指針」をもとに推計を行っている。

なお、人口は本町の将来目標人口を採用し、ごみ排出量は過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）の実績値を基本として推計した。

ごみ排出量等の将来推計方法は、以下に示すとおりである。

▼図表 3-2-5 ごみ排出量の将来推計方法



4 減量化及び資源化に関する目標値の設定

4-1 減量化の目標値

本町において、今後取り組むべき減量化の目安となる目標値を設定した。

ごみの減量化の目標値は、家庭系もやせるごみ、事業系もやせるごみに対して、減量目標値を設定しており、本計画はこの積み上げを表示している。

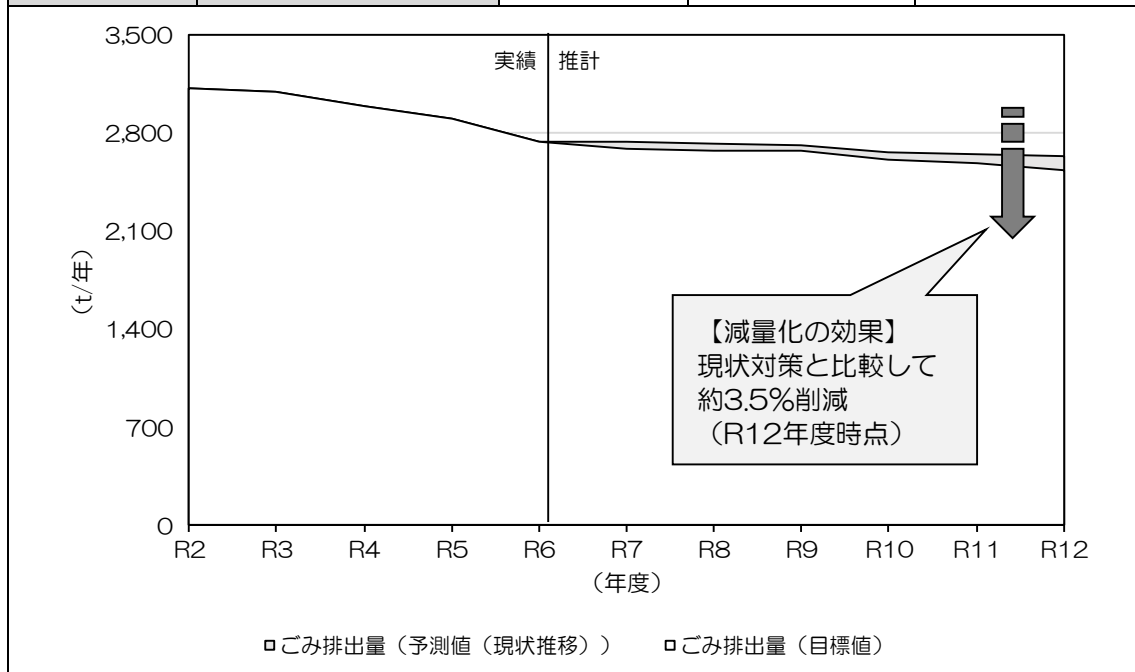
▼図表 3-2-6 ごみの減量化の目標値

項目	減量化の内容	目標年度における目標値の設定
家庭系もやせるごみ	管内で排出されたごみのうち約 11.2% (R6) が厨芥類であるため、生ごみの水切りを徹底することによりごみの減量化を図る。	水切り効果：10% 協力度：50% 削減目標：0.56%
	食品ロス等を少なくすることにより、ごみの減量化を図る。	食品ロス：40g/人日 削減目標：5%
事業系もやせるごみ	目標を平成 28～29 年度実績レベルの排出量に設定した。	削減目標：15%

▼図表 3-2-7 ごみの減量施策を実施した場合のごみ排出量の推移

単位：t/年

項目		R6(現状)	R7(中間目標)	R12(計画目標)
家庭系ごみ	予測値(現状推移)	2,312	2,298	2,230
	目標値	-	2,289	2,210
	減量分	-	-9	-20
事業系ごみ	予測値(現状推移)	429	438	402
	目標値	-	402	329
	減量分	-	-36	-73



※家庭系ごみ＝家庭系もやせるごみ＋家庭系もやせないごみ・粗大ごみ

※事業系ごみ＝事業系もやせるごみ＋事業系もやせないごみ・粗大ごみ＋事業系資源ごみ

▼図表 3-2-8 ごみの減量施策を実施した場合の推移

項目		単位	R6(現状)	R7(中間目標)	R12(計画目標)
家庭系ごみ	予測値(現状推移)	g/人・日	553	548	524
	目標値	g/人・日	-	546	519
	減量分	g/人・日	-	-2	-5
事業系ごみ	予測値(現状推移)	t/日	1.2	1.2	1.1
	目標値	t/日	-	1.1	0.9
	減量分	t/日	-	-0.1	-0.2

4-2 資源化の目標値

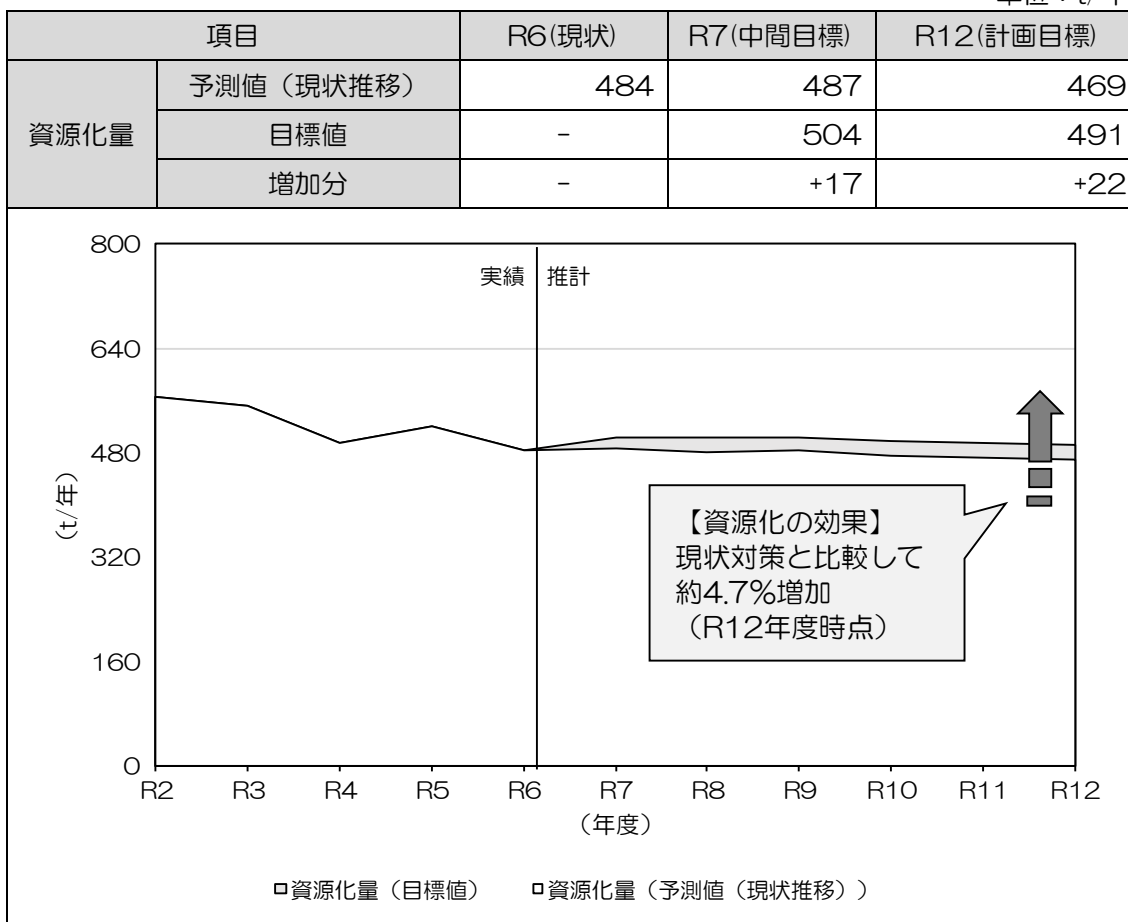
資源化の目標値については、現在、本町で分別を行っている家庭系の資源ごみの品目のうち、実施したごみ種類組成の調査結果(湿ベース)において適正分別が見込める紙類(段ボール、新聞・チラシ、雑誌)、容易に分別が可能なペットボトル及び白色トレイ、分別は容易ではないが資源化に貢献できる容器包装プラスチックの回収量を向上する目標値を設定した。

▼図表 3-2-9 資源化の目標値

項目	資源化の内容	目標年度における目標値の設定
段ボール	もやせるごみ中に 2.9%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	もやせるごみへの混入割合を現状より 12%削減し、資源として適正分別する。 段ボール：2.9%×12%≒0.3% 新聞・チラシ：5.1×12%≒0.6% 雑誌：2.2%×12%≒0.3%
新聞・チラシ	もやせるごみ中に 5.1%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	
雑誌	もやせるごみ中に 2.2%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	
ペットボトル	適正分別を推進することにより、資源化の向上を図る。	家庭系ごみ排出量に対する潜在量(2.1%)のうち、回収率を 55%とし、資源化の向上を図る。
容器包装プラスチック		家庭系ごみ排出量に対する潜在量(8.1%)のうち、回収率を 15%とし、資源化の向上を図る。
白色トレイ		家庭系ごみ排出量に対する潜在量(0.3%)のうち、回収率を 35%とし、資源化の向上を図る。

▼図表 3-2-10 資源化施策を実施した場合の資源化量の推移

単位：t/年



▼図表 3-2-11 家庭系ごみ排出量に対する資源化品目の潜在量設定根拠(参考値)

容器包装潜在原単位 (g/人・日)								
缶	びん	紙パック	段ボール	その他紙	PET	白色トレイ	その他プラ	計
2.0%	3.2%	0.5%	3.6%	2.5%	2.1%	0.3%	8.1%	22.3%

資料：環境省「市町村分別収集手引き」(十訂版)

▼図表 3-2-12 資源化目標値の設定根拠

品目	R6 年度	R12 年度			
	原単位 (g/人・日)	家庭ごみ原単位 (g/人・日)	目標回収率 (%)	潜在量 (%)	原単位 (g/人・日)
ペットボトル	4.4	524.3	55	2.1	6.1
容器包装プラスチック	3.3	524.3	15	8.1	6.4
白色トレイ	0.3	524.3	35	0.3	0.6

5 目標値のまとめ

前述したごみの減量化及び資源化の目標達成後の姿は、図表 3-2-13 に示すとおりである。

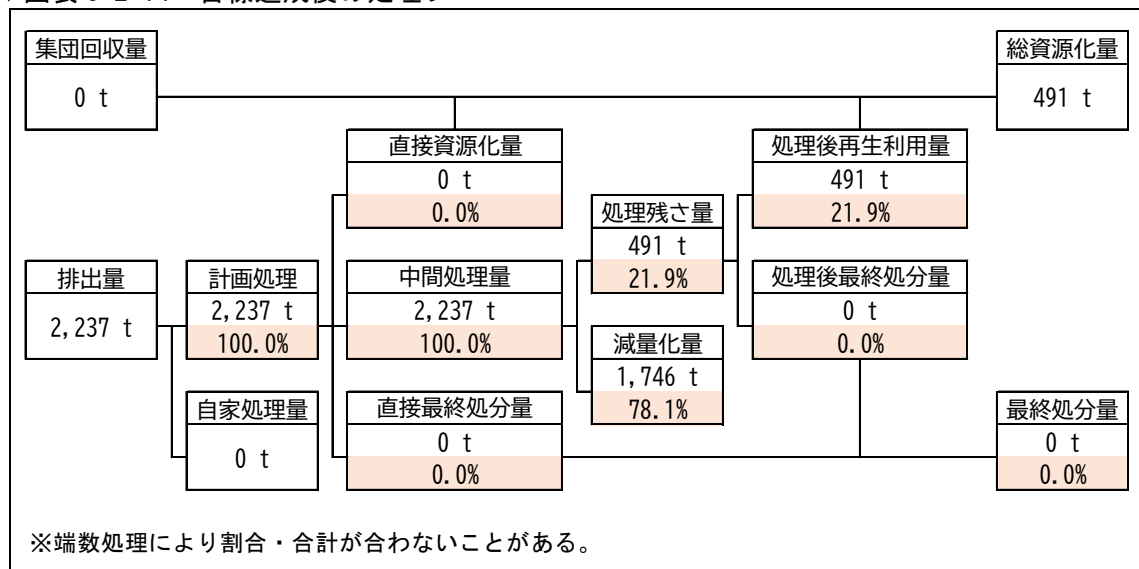
本町では、令和 12 年度で 1 人 1 日当たり排出量を令和 6 年度に対し、64g 削減する方針とする。あわせて、適正分別等の推進により資源化率を 21.9%とする目標を設定した。

▼図表 3-2-13 目標値のまとめ

項目	単位	R6(現状)	R7(中間目標)	R12(目標年度)
行政区域内人口	人	9,896	9,926	10,076
総排出量	t/年	2,427	2,379	2,237
	削減量	t/年	-	- 48
	削減率	%	-	- 2.0
1 人 1 日当たり ごみ排出量 (資源等含む)	g/人・日	672	657	608
	削減量	g/人・日	-	- 15
	削減率	%	-	- 2.2
1 人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源等含まない)	g/人・日	512	497	470
	削減量	g/人・日	-	- 15
	削減率	%	-	- 2.9
資源化量	t/年	484	504	491
リサイクル率	%	19.9%	21.2%	21.9%

※削減量及び削減率は令和 6 年度に対する数値

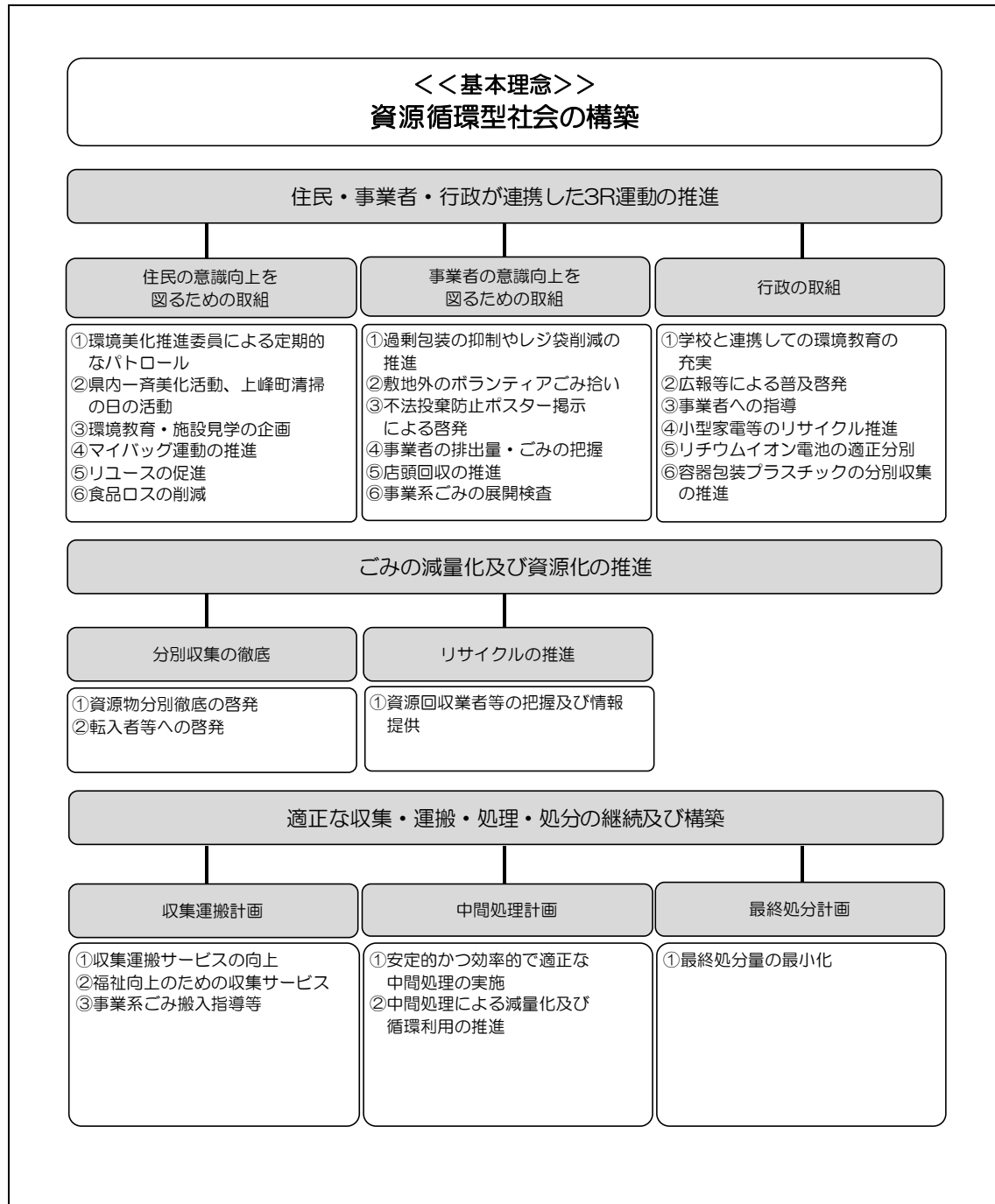
▼図表 3-2-14 目標達成後の処理フロー



第3節 施策の体系

前述したごみの減量化や資源化を進めていくために、今後実施または検討する施策の基本体系を示す。

▼図表 3-3-1 施策の体系



第4節 排出抑制計画

ごみの発生・排出抑制は、住民や事業者が積極的に取り組むことが必要である。

そのため、行政は住民や事業者の取組を積極的に支援する方針とする。

ごみ発生・排出抑制目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとする。

住民・事業者・行政が連携した3R運動の推進

1 住民の意識向上を図るための取組

施策1 環境美化推進委員による定期的なパトロール

町内の地域環境美化の推進を図るため、町より選任をうけた環境美化推進委員による定期的なパトロールを行う。

施策2 県内一斉美化活動、上峰町清掃の日の活動

毎年5月末頃の県内一斉「ふるさと美化活動」及び毎年8月第1日曜日の「上峰清掃日」において実施している散乱ごみの清掃を継続することにより、ごみ等の散乱防止に対する意識の高揚と実践活動の促進を図り、環境美化、快適な環境づくりを推進する。

施策3 環境教育・施設見学の企画

ごみ問題等、地域の環境に対する意識を根付かせるため、お祭りなどを含めた各種のイベント時に環境ブースを出展するなどし、住民に環境問題に対して興味を持ってもらうと同時に、現在のライフスタイルの見直し、環境問題への積極的な取組協力を要請する。

また、小中学校や保育園へ出向き、ごみ問題に関する環境学習を実施し、小・中学校を対象にごみ処理施設の施設見学等の推進や環境教育を普及することにより、環境に配慮した考え方のできる人づくりを進める。



施策4 マイバッグ運動の推進

買い物袋（マイバッグ）の持参によって、レジ袋を必要としなくなることでごみの削減が期待でき、また、基本的にマイバッグに入る分だけを買うことになれば、衝動買いや買い過ぎによるごみの減少も期待できることから、こうした住民の取組を推進する。



施策5 リユースの促進

不用品を交換し、再使用（リユース）を行うことは、ごみ排出削減につながるため、住民団体が行うフリーマーケット等に関する場所の提供や情報提供を行う。



施策6 食品ロスの削減

消費者、事業者を問わず、食べ物を無駄にしないという意識の定着を図るため、町内の食品小売店と協力し、食品ロス削減を呼びかける。

2 事業者の意識向上を図るための取組

施策1 過剰包装の抑制やレジ袋削減の推進

事業者に対して、過剰包装を控える取組に積極的に参加するよう要請する。
本取組を積極的に推進する販売店等については、その活動を広報等により住民に紹介し、企業イメージの向上を手助けする方針とする。
また、佐賀県が推奨している「チームプラスまさが（※）」と連携し、レジ袋削減等に取り組む方針とする。
※森川海人プロジェクトの一環として取り組んでいる「プラスマ Life さが～ Plastic Smart Life さが～」の趣旨に賛同する店舗・事業所等で組織するもの



施策2 敷地外のボランティアごみ拾い

事業者が自発的に町内の清掃活動に参加することを促す啓発を行い、地域住民と協力して地域の環境美化を推進する。

施策3 不法投棄防止ポスター掲示による啓発

不法投棄防止ポスターの掲示を行い、事業者に対して不法投棄防止の意識啓発を行う。

施策4 事業者の排出量・ごみの把握

町内の事業者を対象に、ごみの減量化や資源化の推進のためごみの排出量やごみの種類の把握を行う。

施策5 店頭回収の推進

スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大するように働きかけていく。
また、個別にごみの減量化や資源化に取り組んでいる企業については、活動内容を本町のホームページや広報などを活用し、住民へ啓発することを検討する。



施策6 事業系ごみの展開検査

収集運搬許可業者の収集車両に対して、組合にて抜き打ちで収集車のごみを一旦降ろさせ、不適物が混入していないか確認をする展開検査を実施している。本検査により、搬入されたごみに異物等の混入が認められた収集運搬許可業者に対して指導を行っていることから、こうした取組を継続する。

あわせて、必要に応じて展開検査の頻度を増やすことなども検討する。



3 行政の取組

施策1 学校と連携しての環境教育の充実

幼少時からごみの減量化・資源化についての意識を高めるために、町内の小中学校や保育園と連携して、ごみ問題に関する環境学習を実施する。

施策2 リサイクル製品の積極的な利用

本町を事業所と位置付けし、紙類や事務用品などは、グリーン購入法に基づいたリサイクル品を積極的に利用していく。また、住民・事業者に対しても積極的なリサイクル品の利用を啓発する。

施策3 広報等による普及啓発

適正な分別への協力やごみの減量に関する記事を、本町の広報等に掲載するなどして、住民へリサイクルやごみの減量に対する啓発や意識の向上を図る。同時に、本町のホームページを活用して、住民が情報を得やすい環境を整え、住民の意識向上を図る取組を行うものとする。



施策4 事業者への指導

町内の事業者を対象に、ごみの減量化や資源化に対する意識の向上を図る取組の検討を行う。特に、多量の事業系廃棄物を排出する事業者に対する指導を行う。

施策5 小型家電等のリサイクル推進

小型家電等のリサイクルについては、組合施設においてピックアップ方式で回収を行っており、レアメタルの回収を実施している。

本町においては、こうした取組について住民への広報等を行っていく。

施策6 リチウムイオン電池の適正分別

全国的にリチウムイオン電池等が原因と考えられる火災が発生している。本町では町区においてリチウムイオン電池を回収しており、ホームページでも広報を行っている。引き続き分別回収及び周知の徹底を行い、安全なごみ処理の推進に努める。

施策7 容器包装プラスチックの分別収集の推進

住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装プラスチックの分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、より良い推進体制の検討を継続していく。また、地域での自主的なリサイクル活動を推進していくため、資源回収団体活動の強化に努める。

第5節 再資源化計画

ごみ処理に関する目標を達成するため、基本方針のもと、具体的に取り組む施策は以下に示すとおりである。

ごみの減量化及び資源化の推進

1 分別収集の徹底

施策1 資源物分別徹底の啓発

もやせるごみとして排出されたごみには、リサイクル可能な古紙類が多く混入しているため、こうした状況を本町のホームページや広報紙等を活用して情報発信し、住民に対して分別の徹底を図る方針とする。

施策2 転入者等への啓発

転入者や転居の方が多いい貸貸住宅居住者等や外国人等に対するごみの減量や資源物の分別方法を周知するため、転入時の窓口での啓発や、不動産業者や管理業者等を通じた分別の徹底を啓発する取組を進める方針とする。

また、介護事業者は、住民に代わってごみ分別をする場合があるため、分別方法等について指導していく。

2 リサイクルの推進

施策1 資源回収業者等の把握及び情報提供

事業系ごみは、事業者自身で資源化を推進する等の取組を行い、排出量の削減を図ることを原則とする。

本町では、事業者が自ら資源化を行うために必要となる古紙等を取り扱う資源回収業者等を把握すると同時に、こうした回収業者を事業者に紹介するための各種情報提供を行うシステムのあり方を検討する。

第6節 ごみ処理計画

適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築

1 収集運搬計画

1-1 収集運搬量

家庭系ごみ及び事業系ごみの収集運搬は、現行の体制を継続する。家庭系ごみはごみの減量化及び資源化の目標の達成により排出量が削減される見込みであり、令和12年度において1,639t/年となる見込みである。

▼図表 3-6-1 収集運搬量（家庭系ごみ）

単位：t/年

項目	R6(現状)	R7(中間目標)	R12(計画目標)
もやせるごみ	1,536	1,490	1,425
もやせないごみ・粗大ごみ	35	37	33
資源ごみ	148	175	181
合計	1,719	1,702	1,639

1-2 収集運搬の施策

収集運搬に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策1 収集運搬サービスの向上

ごみの収集・運搬に関する住民サービスの向上手段としては、収集頻度や収集ステーション数を多くすることなどが挙げられるが、これを実施した場合、収集・運搬に関する費用負担が増えることとなる。

そのため、収集頻度は、これまでと同様の頻度で収集を行う方針とする。

一方で、新たな収集ステーションの設置は、住民の要望、収集運搬に関する住民サービスの維持、収集運搬の行政負担のバランスを考慮した上で、判断するものとする。なお、新たに設置した収集ステーションは、地域住民により維持管理を行うものとする。

施策2 福祉向上のための収集サービス

介護が必要な住民や障害のある住民は、通常のごみの排出が容易にできない場合もあることから、ごみ出しへの支援体制の構築が必要である。高齢者等を対象とした支援方法、支援体制の構築について検討する。



施策3 事業系ごみ搬入指導等

事業者が排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されていることから、事業系ごみの搬入は事業者自らが行うか、町または県が許可する収集運搬許可業者により行われている。

本町及び組合は連携して、事業者に対して、ごみの発生・排出削減を指導すると共に、組合に搬入されたごみについては、必要に応じて展開検査などを行い、分別徹底を指導する方針とする。

また、ごみを多量に排出している事業者に対して、ごみの減量・再資源化等への意識向上を図ることを目的とした指導の強化のあり方を検討する方針とする。

なお、事業系ごみの収集運搬は、事業系ごみの排出状況と現存する許可業者の収集・運搬状況をもとに許可を認めている。そのため、収集運搬の許可については現状を維持する方針である。

2 中間処理計画

2-1 中間処理量

中間処理量は、ごみの排出抑制の達成により減少する見込みであり、年間排出量は令和12年度において2,513t/年となる見込みである。

▼図表 3-6-2 中間処理量

単位：t/年

項目	R6(現状)	R7(中間目標)	R12(計画目標)
焼却処理量	2,219	2,140	1,993
もやせないごみ・粗大ごみ	325	349	339
資源ごみ	148	175	181
合計	2,692	2,664	2,513

2-2 中間処理の施策

中間処理に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策1 安定的かつ効率的で適正な中間処理の実施

①もやせるごみの中間処理

本町から発生するもやせるごみは、佐賀東部クリーンエコランドで広域処理を行う。また、組合構成市町と協力して施設の適正な維持管理・運転を行う。

②もやせないごみ・資源ごみ・粗大ごみの中間処理

令和10年度までは、リサイクルプラザにおいて適正な維持管理・運転のもと広域処理を行う。令和11年度以降は、現在整備中の新施設で引き続き広域処理を実施する。

施策2 中間処理による減量化及び循環利用の推進

排出されたごみについては、中間処理段階でできるだけ減量化及び循環利用を進めることで、最終処分量を削減し環境負荷の低減を図る。

【中間処理段階の循環利用の主な取組】

- ・不燃物からの金属類等の回収の徹底
- ・分別収集された資源物の適正な資源化の実施
- ・エネルギー回収施設での熱エネルギーの有効利用
- ・エネルギー回収施設での焼却残渣の資源化の実施

3 最終処分計画

最終処分に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策1 最終処分量の最小化

今後も分別の徹底、ごみの減量化、焼却残渣の資源化等を行っていくことにより、最終処分量の最小化を図り、継続的な資源化の実施体制を確保する。

第7節 計画目標年度におけるごみ処理施設の概要

計画目標年度におけるごみ処理施設の概要は以下に示すとおりである。

▼図表 3-7-1 計画目標年度における処理施設の概要

施設	項目	概要
焼却施設	施設名	佐賀東部クリーンエコランド
	所管	佐賀県東部環境施設組合
	供用開始	令和6年4月
	処理対象	もやせるごみ、破碎選別残渣、災害廃棄物
	処理能力	86t/日×2炉 172t/日
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉式焼却炉

施設	項目	概要
資源化施設	施設名	(仮称) マテリアルリサイクル推進施設
	所管	佐賀県東部環境施設組合
	供用開始	令和11年4月(予定)
	処理対象	もやせないごみ、粗大ごみ、缶類、ペットボトル・容器包装プラスチック、ビン類、紙類、白色トレイ・古布、乾電池・蛍光管
	処理能力	34.2 t/日(5h)
	処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包、その他

第8節 その他

1 環境美化

環境にやさしいまちづくりを進めるため、住民等による散乱ごみの回収活動の活性化が必要であることから清掃ボランティアに対するごみ袋等の用具の提供及び清掃ごみの回収等、その活動を積極的に支援するものとする。

2 不法投棄の防止

空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄等の問題に対する住民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築が必要となっていることから、情報共有のあり方について検討を行う方針とする。不法投棄対策としては、自治会や警察等の関連機関と連携し、パトロール等を継続して行う方針とする。

3 在宅医療系廃棄物対策等

在宅医療の普及に伴い、在宅医療廃棄物が一般家庭から排出されるようになったことから、町として、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討していく必要がある。

また、新型コロナウイルスなど感染症対策として、ウイルス等が付着している可能性がある廃棄物の排出方法についても周知していく必要がある。

4 災害廃棄物対策

大規模な震災や水害等の災害時においては、大量のがれきや家屋の廃材等の廃棄物や、道路網の損壊等によって収集が困難となる家庭ごみ、避難所から排出されるごみ等に対応していく必要がある。

具体的な対応方策については、「上峰町災害廃棄物処理計画（平成31年3月）」において示すものとする。

なお、今後、被害想定の見直しや、国が示す指針の改定などがあった場合には、適宜見直しを行う。